

平成23年第3回瑞穂市議会定例会会議録（第5号）

平成23年9月27日（火）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第55号 平成22年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第62号 平成23年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議案第56号 平成22年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第57号 平成22年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第58号 平成22年度瑞穂市水道事業会計決算の認定について
- 日程第7 議案第63号 平成23年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第64号 平成23年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第65号 平成23年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第49号 瑞穂市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第50号 瑞穂市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第52号 平成22年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第53号 平成22年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第54号 平成22年度瑞穂市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第60号 平成23年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第61号 平成23年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第45号 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約について
- 日程第18 議案第46号 瑞穂市まちづくり基本条例の制定について
- 日程第19 議案第47号 瑞穂市防犯カメラの設置及び維持管理に関する条例の制定について
- 日程第20 議案第48号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第51号 平成22年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 議案第59号 平成23年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第23 発議第2号 学校施設の防災機能向上のための新たな制度創設を求める意見書について
- 日程第24 総務常任委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第24までの各事件

追加日程第1 発議第3号 議案第59号平成23年度瑞穂市一般会計補正予算(第3号)に対する修正案

追加日程第2 発議第4号 議案第59号平成23年度瑞穂市一般会計補正予算(第3号)に関する付帯決議について

本日の会議に出席した議員

1番	堀	武	2番	熊谷	祐子
3番	西岡	一成	4番	庄田	昭人
5番	森	治久	6番	棚橋	敏明
7番	広瀬	武雄	8番	松野	藤四郎
9番	広瀬	捨男	10番	土田	裕
11番	小寺	徹	12番	若井	千尋
13番	清水	治	14番	山田	隆義
15番	土屋	隆義	16番	小川	勝範
17番	藤橋	礼治	18番	若園	五朗
19番	星川	睦枝			

本日の会議に欠席した議員(なし)

欠員(1名)

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀	孝正	副市長	奥田	尚道
教育長	横山	博信	企画部長	伊藤	脩祠
総務部長	早瀬	俊一	市民部兼 巢南庁舎管理部長	高田	薫
福祉部長	宇野	睦子	都市整備部長	福富	保文
調整監	岩田	勝之	環境水道部長	弘岡	敏
会計管理者	馬淵	哲男	教育次長	林	鉄雄
監査委員 事務局長	松井	章治			

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会議務局長	田 宮 康 弘	書	記	清 水 千 尋
書	記	今 木 浩 靖		

開議の宣告

議長（星川睦枝君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1 諸般の報告

議長（星川睦枝君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

3 件報告します。

議会事務局長より報告させます。

議会事務局長（田宮康弘君） おはようございます。

それでは、議長にかわりまして、1 件報告させていただきます。

地方自治法第235条の 2 第 1 項の規定による例月出納検査の結果報告を、同条第 3 項の規定により監査委員から受けております。

検査は、平成23年 7 月分が実施され、現金・預金等の出納保管状況は関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないとの報告をいただきましたので、御報告します。

とりあえず以上でございます。

議長（星川睦枝君） 以上、報告しました資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思ます。

2 件目は、お手元に配付しましたとおり、本日 9 月27日、若井千尋君から、発議第 2 号学校施設の防災機能向上のための新たな制度創設を求める意見書を受理しました。

3 件目は、お手元に配付しましたとおり、本日 9 月27日、総務常任委員長から、請願第 1 号（平成23年）地区公民館補助金増額に関する請願について、閉会中の継続審査の申し出がありました。

これらにつきましては、後ほど議題にしたいと思ます。

これで諸般の報告を終わります。

日程第 2 議案第55号及び日程第 3 議案第62号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（星川睦枝君） 日程第 2、議案第55号平成22年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第 3、議案第62号平成23年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第 1 号）までを一括議題とします。

これらについては、文教常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めま

す。

文教常任委員長 庄田昭人君。

文教常任委員長（庄田昭人君） おはようございます。

それでは、文教常任委員会の委員長報告をいたします。

ただいま一括議題となりました2議案につきまして、会議規則第39条の規定により文教常任委員会の審査の経過及び結果について報告いたします。

文教常任委員会は、9月12日午前9時30分から巢南庁舎3の1会議室で開催いたしました。全委員が出席し、執行部から市長、教育長、教育次長及び所管の課長の出席を求め、補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、議案番号順に、審査した要点を絞って報告いたします。

初めに、議案第55号平成22年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

まず、執行部より決算事業報告書に基づき補足説明を受けた後、質疑を行いました。

質疑では、アレルギー反応を起こす子は何人いるのか。また、建設時にはアレルギー食がくれる給食センターと聞いたが、なぜ現在はつくっていないのかとの質疑について、アレルギー反応で全部食べられない子は現在はいない。栄養職員、先生、保護者と本人との間で文書を交わし、食べられないものを自覚しているので、自分でよけて食べているのが現状である。

また、給食費の未納者に対し、子ども手当から天引きができるようになったが、市としてはどうしていくのかとの質疑では、国から保育料、給食費において、本人同意があればできる旨の通知がありました。現在、国の方針に基づき検討しているとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で認定いたしました。

続いて、議案第62号平成23年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）については、平成22年度繰越金として176万円を歳入に補正計上し、全額を給食事業費に充てるものであるとの補足説明を受けた後、報告すべき質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決いたしました。

以上で、文教常任委員会委員長報告を終わります。平成23年9月27日、文教常任委員会委員長 庄田昭人。

議長（星川睦枝君） これより、議案第55号平成22年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。

採決は、起立採決とあわせて採決システムも使用し、賛成、または反対のボタンを押していただきますようお願いいたします。

これから議案第55号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第55号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これより、議案第62号平成23年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第56号から日程第9 議案第65号までについて（委員長報告・質疑・討

論・採決)

議長(星川睦枝君) 日程第4、議案第56号平成22年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第9、議案第65号平成23年度瑞穂市水道事業会計補正予算(第2号)までを一括議題とします。

これらについては、産業建設常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長 広瀬捨男君。

産業建設常任委員長(広瀬捨男君) 議席番号9番 広瀬捨男でございます。

議長から発言の許可を得ましたので、ただいま一括議題となりました6議案について、会議規則第39条の規定により産業建設常任委員会の審査及び結果について御報告いたします。

産業建設常任委員会は、9月12日午前9時30分から第3の2会議室で開会をいたしました。全委員が出席し、執行部から副市長、所管の部長、調整監、課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に、要点を絞って報告をいたします。

初めに、議案第56号平成22年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査では、一般会計からの繰入金の経過について質疑があり、総務省の指導による基準内繰り入れの範囲内で一般会計からの繰り入れを行っており、事業開始当初は、下水道事業費として主なものは、国庫補助金と起債と一般会計からの繰入金で歳入を賄っているが、下水処理場が供用開始されると、主な収入として国庫補助金と起債と使用料があり、これら以外に需用費に対して不足する分を一般会計からの繰入金で賄っている。今年度の繰入金は9,330万8,000円であり、昨年度の1億753万5,000円より減少しており、年々減少傾向であるとの答弁がございました。

そのほか、この区域は農業振興地域であるため、市街化区域に比べてなかなか新しい家が建ちにくい地区と考えるが、水洗化率が昨年より1.3%上がり63.9%になったと聞くが、今後さらなる水洗化率向上策はとの質疑があり、随時個別勧奨を実施し、さらに文書による勧奨も引き続き行っていくとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で認定をいたしました。

次に、議案第57号平成22年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査では、督促手数料で6,200円計上してあるが、使用料の滞納者は増加しているのか、また滞納している方への対策はとの質疑に、昨年も同額であり、滞納者の数は変わっていない。また、現在、使用料の徴収事務については、納入通知書及び督促状の発送までは上水道課にお願いをしている。大体の下水道使用料の滞納者は水道料金も滞納しているため、督促状発送以降も使用料が入ってこない場合は、上水道の給水停止のときにあわせて納入していただく。そ

れでも払っていただけない場合は、下水道課職員が個別に徴収して、最終的には100%収納しているとの答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で認定をいたしました。

続いて、議案第58号平成22年度瑞穂市水道事業会計決算の認定についての審査では、平成21年度決算書では流動資産に有価証券を持っていたが、今回の決算書ではゼロ円である。もし売却したのであるならば、その損益はどうだったのか。また、減価償却は定率法なのか、定額法なのか。あと、土地を購入したとのことであるが、坪単価はとの質疑があり、水道事業は企業会計であるため、保有する預金のうちで、ある程度は資金運用を行っており、平成21年度については1年物国債を購入し、安定的に運用していた。平成22年度は2年利付国債を購入し、運用していた。また、減価償却については定額法で行っています。あと、土地の購入については、宮田の水源地を購入しており、これからも継続的に借地ということで行っていく予定でしたが、所有者からの買い取り希望があった。借地として20年以上経過していたこともあり、実際の不動産鑑定評価額1坪8万3,636円を参考に、宮田水源地用地が借地契約に基づく借地であることを考慮し、土地所有者との交渉の結果、1坪6万7,107円、総額5,233万3,400円で購入したとの答弁がございました。

また、漏水箇所の把握方法とその対策についての質疑があり、昨年度は市全域を4ブロック、今年度は3ブロックに分けて、年度ごとに各ブロックをローテーションさせながら、業者に漏水調査を委託している。そこで発見された漏水箇所は翌年度に補修を行っているとの答弁がございました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で認定をいたしました。

議案第63号平成23年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第64号平成23年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についての審査では、補足説明として、それぞれ歳入のみの補正であり、平成22年度決算額の確定に伴い繰越金を増額し、同額を一般会計繰入金から減額するものとの説明があった後、いずれも質疑、討論なく、採決の結果、両議案とも全会一致で原案のとおり可決をいたしました。

次に、議案第65号平成23年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）についての審査では、補足説明として、今回の補正は、本市では災害に備えて1袋6リッターの防災用給水パックを保有しているが、さきの東日本大震災での支援物資として本市より3,000パック提供しており、今回はその不足分を購入するための予算計上と、当初予算で配水管路施設検討・計画業務として、耐震管及び耐震対応管による給水区域全体の幹線管路網計画策定業務を既に計上しているが、改めて耐震化計画書として単独に取りまとめることも同時に進めるため、耐震化率の算定、老朽管等の更新順序の検討、年度割更新計画及び概算事業費の算定等を追加計上するものとの補足説明があった後、質疑に移り、漏水調査は全市にわたって行われたのかとの質疑があり、

昨年度までは給水区域を4ブロックに、本年度からは3ブロックに分けて、年度ごとに1ブロックずつ調査を行っていき、3年で市全域の調査を行うとの答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

なお、付託された議案を審査した後、協議会に切りかえ、議案第59号平成23年度瑞穂市一般会計補正予算(第3号)の当委員会関係箇所について、執行部から説明を求めました。

この中で、款・土木費、項・都市計画費、目・公園費に土地建物等購入費1億8,250万円が計上されており、内容は、街区公園2カ所(穂積野口地内と祖父江伯母塚中地内)、児童遊園1カ所(本田五島田地内)の用地を購入するものである。そのうち、街区公園の2カ所については、瑞穂市公園・緑地等基本計画に沿って、順次都市計画区域内に2,500平方メートル程度の街区公園を、要望を踏まえ、位置や形状、需要と供給、経済性等について検証し、優先度の高い場所について当該予算を計上したものであった。しかし、執行部の瑞穂市公園・緑地等基本計画に基づいて整備されることを尊重し、地域のコミュニティーの形成を図る場所、または防災上のオープンスペースとして市内の公園整備計画を進めることに異論はない。ただし、今回、用地購入の計画がなされている3カ所のうち、祖父江伯母塚中地内の公園用地については、総務常任委員会において慎重に審議されたいとの意見がありましたので、この議案が付託された総務常任委員会に送付する意見として、報告書を議長に対し提出いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の委員長報告を終わります。平成23年9月27日、産業建設常任委員会委員長 広瀬捨男。

議長(星川睦枝君) これより、議案第56号平成22年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(星川睦枝君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長(星川睦枝君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第56号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これより、議案第57号平成22年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第57号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これより、議案第58号平成22年度瑞穂市水道事業会計決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第58号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これより、議案第63号平成23年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第64号平成23年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方

は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第65号平成23年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 8番 松野藤四郎君。

8番（松野藤四郎君） おはようございます。

議席番号8番、民主党の松野でございます。

議案第65号の平成23年度瑞穂市水道事業会計補正予算についてですが、東北地方へ防災用の給水パックを3,000パック送り、その不足分ということで今回3,000パックを買うわけですけど、給水用のパックは市として3,000個、現在保有していると。それを全部持って行ってしまったから購入しますよということですね。ですと、空っぽになってしまって、その間、購入できないですね。予算が通らんと購入できませんね。その間はこういった措置をしているか、そういった話はなかったか、お願いします。

議長（星川睦枝君） 産業建設常任委員長 広瀬捨男君。

産業建設常任委員長（広瀬捨男君） 松野議員の質問にお答えします。

先ほど委員長報告をいたしましたように、1袋6リッターの防災用給水パックを東日本大震災に支援物資として当市より3,000パックということで、その間、ゼロではないかという話を聞きましたが、そのことについて、委員会の中では何も出なかったということです。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8番（松野藤四郎君） 委員会の中ではそういったお話が出なかったということの委員長報告ですが、私が心配しておるのは、その間の空白、やはり3ヵ月、4ヵ月の間に当市として給水パックがないということで、災害があったときに非常に困るんじゃないかということでお話をしましたんですが、残念ながら産業建設常任委員会ではそういう話がなかったということです。わかりました。

議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第49号から日程第16 議案第61号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（星川睦枝君） 日程第10、議案第49号瑞穂市税条例等の一部を改正する条例についてから日程第16、議案第61号平成23年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）までを一括議題とします。

これらについては、厚生常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

厚生常任委員長 土田裕君。

厚生常任委員長（土田 裕君） おはようございます。

また、傍聴者の皆様、朝早うから御苦労さんでございます。ありがとうございます。

議席番号10番 土田裕です。

ただいま議長に発言の許可をいただきましたので、一括議題となりました議案について、会議規則第39条の規定により厚生常任委員会の審査の経過及び結果について御報告させていただきます。

厚生常任委員会は、9月13日午前9時30分から穂積庁舎議員会議室で開催しました。全委員が出席し、執行部からは市長、副市長及び所管の部長、課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、そして採決を行いました。

それでは、議案番号順に、要点を絞って報告させていただきます。

初めに、議案第49号瑞穂市税条例等の一部を改正する条例については、地方税法の一部を改正する法律の公布に伴い市税条例を改正するもので、資料などにより補足説明がありました。

内容は、寄附金控除を受ける場合、控除対象の金額の適用下限額の引き下げ、各市税等の不

申告・不提出における過料限度額の引き上げ、株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の課税の特例を延長したもの、また他の法律と整合させるためなどの改正です。

質疑に入り、過料の引き上げや株式等の譲渡への特例措置の延長などの今回の改正については、高所得者や大企業などへの優遇措置ではないか。低所得者への対応ができていないのではないかと質問があり、株式等の譲渡の特例については、低迷している株取引の活性化、株式への投資離れを防ぐための景気回復など、国の政策である。過料の引き上げについては、税の決まりを怠った場合の担保であり、認められている。過料が科される場合は弁明の機会も設けられているとの答弁でした。

討論に入り、今回の改正は、高所得者、大企業の要望を取り入れ、特例を優先した大企業等への減税対策である。国民、特に低所得者への措置が何もなされていないので反対であるとの意見が出されました。

賛成討論としては、国民は税等のルールに基づいて生活している。日本は民主主義であり、ルールは守らなくてはならない。過料は罰金である。申告などのルールを守らなければ、罰を受けるのは当然であるとの意見がありました。

その後、採決に入り、賛成多数により可決となりました。

次に、議案第50号瑞穂市災害甲慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてです。

この議案は、災害甲慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の施行を受け、改正されたものです。

内容につきましては、国は、今まで災害で死亡された場合の支給対象者、つまり遺族ですが、この中に兄弟姉妹が含まれていませんでした。今回の改正により、市は国と同様に、同居し、生計を同じくしていた兄弟姉妹についても支給対象者として加えるものです。ただし、死亡した者の死亡当時における配偶者、子、父母、孫、または祖父母のいずれもが存じない場合に限るものです。

質疑では、甲慰金の額について質問があり、生計を主として維持していた場合は500万円、その他の場合は250万円とのことでした。

その後、討論なく、採決に入り、全会一致で可決とされました。

議案第52号平成22年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、決算事業報告書に沿って補足説明がありました。

平成22年度は、年々増加する保険給付費の状況から保険税率を引き上げ、財政運営状況については、単年度の収支決算において黒字に好転した。また、被保険者数については、退職被保険者が大きく伸びてきた。これは景気後退からの離職者ではなく、団塊の世代の退職者の加入が始まったものであるとのことでした。

収納率については、現年分、過年分ともに前年度を上回り、特に滞納分については、市税との収納対策プロジェクトチームの成果が出たとのことでした。

続いて、質疑では、1番目として、平成21年度の収納率はどうであったか。2番目、4方式課税における所得階層別による平均保険税額、世帯数、被保険者数どうか。3番目として、保険税の軽減において、7割、5割、2割軽減されている金額及び世帯数などを示してほしいとの質問があり、平成21年度の収納率は、一般被保険者分で、医療分89.93%、介護分88.14%、支援分89.14%で、退職被保険者分では、医療分97.28%、介護分96.83%、支援分96.94%との回答であり、所得階層別の人数等については、平成22年度所得による所得階層別の世帯数、被保険者数についての一覧表により提示され、説明がありました。また、保険税の軽減につきましては、平成23年度当初分で7割軽減が1,596世帯、2,288人、5割軽減は351世帯、867人、2割軽減は738世帯、1,372人、合計で2,745世帯、4,527人が軽減措置を受けている状況であり、軽減額はさきの一覧表のとおりとのことでした。

その後、討論として、所得階層で200万円以下の世帯が多い。また、平成22年度から保険税率が引き上げられ、収納率も上昇している。資格証明書や短期保険証の発行も少なくなき、特に低所得者層への負担が大きい。全国的に国民健康保険税への問題があり、また困窮している滞納者への対応にも問題がある。一般会計からの繰り入れや保険税の軽減措置を行うべきであると考えてるので、反対であるとの意見がありました。

賛成討論なく、採決に入り、賛成多数で認定しました。

議案第53号平成22年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、補足説明を受けた後、質疑では、被保険者数が伸びているが、その将来への推移はどうかとの質問があり、人口統計の平成23年7月29日現在の人口ピラミッドによると、74歳413人、73歳417人、72歳372人、71歳442人、70歳528人、5年の合計で2,127人であり、今後加入が推測されるとのことでした。

討論はなく、採決の結果、全会一致で認定しました。

議案第54号平成22年度瑞穂市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定については、老人保健制度は平成19年度で廃止され、医療費等の清算のために経過措置により平成22年度まで特別会計を設けて処理していたが、これで最後の決算報告になる。今後は一般会計で清算処理されるとの補足説明を受けました。

報告すべき質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で認定しました。

議案第60号平成23年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、平成22年度決算額の確定により、歳入の繰越金を2億2,364万2,000円増額するものであり、これを事業費に充て、その残額を基金積み立てにする。また、来年度からコンビニからも納付できるように、その準備の経費も計上したとの補足説明を受けました。

その後、質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

議案第61号平成23年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）については、平成22年度決算額の確定により繰越金を歳入に計上し、これを広域連合への納付金に充てるものであるとの補足説明を受けた後、質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

以上で、厚生常任委員会の委員長報告を終わらせていただきます。平成23年9月27日、厚生常任委員会委員長 土田裕。

議長（星川睦枝君） これより議案第49号瑞穂市税条例等の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（星川睦枝君） 11番 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 議席番号11番、日本共産党の小寺徹でございます。

議案第49号瑞穂市税条例等の一部改正の条例について、反対の討論をいたします。

改正案の内容は、まず第1点目は、寄附金控除を受ける場合の控除対象の金額の適用の下限額を5,000円から2,000円に引き下げるという内容でございます。これは市民にとって引き下げになりますから若干有利でございますけれども、しかし、一方、各市税等の不申告、不提出の場合の罰則について、3万円から10万円、3倍以上に引き上げるという内容。さらにもう一つは、株式譲渡の場合、その特例措置を延長するということですから、株の売買でお金をもうけられた方に対する税率を引き下げる。現在の20%から10%に引き下げるという特例措置をさらに延期していくということですから、大金持ちに対する優遇措置を継続するという点では、反対でございます。

以上の点で、この条例改正案については反対であるという立場で討論をさせていただきます。

議長（星川睦枝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 次に、反対討論。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 3番 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

今、小寺議員から反対討論がありましたけれども、結論は一緒であります。その中身について、もう少し私なりに物を言いたいというふうに思います。

というのは、我々は地方議会ですけれども、中央で決まったことがそのまま県、市へとおろされてきて、市の段階で、言葉は悪いですけれども思考停止的にそのまま住民に押しつけてしまうということについて、ちょっと立ちどまって考えていかなければいけないんじゃないかというふうに思うからであります。

それは、国の法律ですから、国会でなければ、それを修正したり廃案にすることはできません。だから、地域の我々自身に直接かかわる問題であります。ということは、基本的に今の日本のこの不況状況というのは、生産が少ないんじゃないですよ。供給が足りないんじゃないですよ。その反対です。生産が過剰になっている。供給が過剰になっている。そういうことが本質的な問題であります。それに対して、我々の需要が追いつかない。勤労庶民の需要が追いつかない。

先日も新聞に出ていましたね。200万以下のワーキングプアが1,000万人以上いる。霞ヶ関の中にも200万以下のワーキングプアがいるような御時世になっております。我が市役所の中でも、そういう方たちが派遣労働等々で具体的に働いておられます。

ですから、私が思うには、やはり政府の方針というのは、そういう状況の中でどうやって需要を喚起していくか。そのことが一番大事な問題ですね。需要喚起するための施策をどうしていくのか。例えば子ども手当の問題も出た。さらには高等学校の無料化の問題も出た。それを民主党政権は全部ひっくり返してしまった。自民党と公明党の言いなりになってしまった。そして片一方では、法人税をまだ下げましょう。そして片一方では、消費税を上げましょう。こういうことを言っておるんです。これでは、ますます勤労者の生活が逼迫してくる。派遣法ができて以来、正規の労働者をいわゆる非正規に置きかえて、ボーナスも安くなる、給料も安くなる。仕事の職場は保育士たちはえらくなる。こういう状況が今日本全国で蔓延をしておいて、本当に子供に対する保育の質そのもの自体が問われてきている。それから、保育士同士の感情の行き違い等々も起こって、私の妻は岐阜市の嘱託保育士をやっておりますけれども、民営化によって大変な職場状況が出てきておるということで、私は、政府及び県、市の住民に対する基本的な態度、住民の圧倒的多数は勤労諸階層なんです。それに向けた税制をどうしていくのか。地方税であれば、その地方でできることについて、どう努力をしていくのかということをやったり考えていかなければいけないというふうに思っております。

ですから、今回のこういうふうなお金のある人たちへの優遇税制にのみ目を向けて、勤労諸階層にはより一層の収奪を強めていくというような施策は全く逆であります。こんなことを小

泉改革以来ずっと続けているから、今日の日本があるんです。それでいて、逆にそういうことを言って、法人税は下げたらあかんなんて言ったら、われらは外へ逃げていくぞという恫喝をする。とんでもないです。やはり日本国民のためを思って、お互いに税金を納めておるんだあれば、圧倒的多数の勤労者の立場に立って、その勤労者の子供たちも含めて、幸せに生きていくためにどうするか。そういう観点から、具体的な施策を提議すべきであると思います。

そういう意味におきまして、今回の改正案に対しては、全く逆行している。10年おくれの、いわゆる新自由主義です。サッチャー、レーガンの路線がどういう破綻をアメリカでも起こしているか。今、まさしく反省の総括の時期に来ておるんですね。日本は総括も何もしない。もうけることはさらにまたもうけてやればいい。庶民がどこで飢えて亡くなるうが、そんなこと、われらの知ったことじゃない。こういうアメリカ型の新自由主義のやらずぶったくりの企業がばっこしているということに対して、断固としてそれを阻止していかなければいけないというふうに私は思いますので、本議案については反対の立場を表明しておきたいと思います。

議長（星川睦枝君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第50号瑞穂市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第52号平成22年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 土田裕君。

10番（土田 裕君） まず、反対討論の前にちょっと述べさせていただきます。

私、先ほど委員長報告として報告させていただきましたが、一般の市民の方が大変困っているということから、議員としてどうあるべきかということで迷いました。しかし、やはりどこが主体なのか。住民主体である以上は、この国民健康保険税の決算報告に対して意見を述べなあかんということで、先ほど委員長報告の中でも述べさせていただいたような文言でございますが、私が反対討論をさせていただいたという現状でございます。また、つけ加えれば、一般質問でも国保についての質疑をさせていただきました。それで、反対討論に移るわけですが、何とかお許しをいただきたいということで、よろしく願いいたします。

それで、議案第52号平成22年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論をさせていただきます。

委員長報告の中でもありましたように、大変高くて払えない。払いたくとも払えない国民健康保険税の今の現状でございます。細かいことを言いますと、資格証明書、また短期保険証も現状維持というような報告もございしますが、やはり高く上がった。21年度から比べると約2割、年金も合わせると多く上がっている。収入の総所得数の2割以上超えているんだと。先ほども西岡一成議員さんが述べられた。本当に非正規雇用、並びにパート職員の方が多くなってきた。職場でも大変厳しい状況になっている。税金、保険税も上がってきたという観点から、これは値下げしなければならない。これの1点で私は反対をいたします。よろしく御賛同のほどをお

願いたします。

議長（星川睦枝君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 改革の西岡一成です。

何で賛成するんやというふうに、皆さん、思われているかもわかりませんが、その賛成する条件について一言申し上げたいために、わざわざ壇上に上がらせていただいた次第であります。

私は、今、土田議員が反対討論されましたように、国保税は低所得者にとって大変高いというふうにも実感しております。議員自身も、私でも大体約3万ぐらい毎月引かれておりますね。だから、いつも今まで議会で言ってきたのは、国保税を払えなくなる第1号は、私が払えなくなるということを一つの例として言い続けてきたぐらい、所得が低いとこの国保税は高い。

しかしながら、やはり健康、命というものは、我々人間にとって一番大事な問題であります。アメリカでは、4,500万人の人たちが保険がないがために、一方では大金持ちもいるけれども、病気になっても病院で治療を受けることもできない。こういう状況に対して、やはり日本の国民皆保険制度というものがどれだけ低所得者に対しても大きな役割を果たしたか。その結果、日本の平均年齢は、男性で76歳ですか、女性で86歳ぐらいですかね。世界で一番の長寿国になった。そのために、やはり我々はいろんなやりたいことも含めて、追求をすることができるようになってきていると思うんですね。ですから、そういう意味ではこの国保の制度は大変重要でありまして、一人でも多くの低所得者が安心して病院にかかれるようにしていただきたい。そのためには所得等々も勘案をしながら、国保料というものは負担が大き過ぎないようなものにできるだけ下げていただきたいと思うんですね。

堀市長もそのことはよくわかっておられることだと思うんです。ですから、今まで何とか少しでも下げられないものかということで努力をされてきた経緯もあると思います。ですから、これからももっともっと国保税のあり方、その内容について精査をしていただいて、少しでも低所得者の負担が軽くなって、安心して治療に専念できるような税額、あるいは税のシステムそのものについて、調査・研究をしていただきたいと思うんですね。

ですから、私は、堀市長は必ずやその方向で努力をしていただけるものと期待をしながら、中身は共産党と一緒にすけれども、態度の問題として、条件をつけて賛成をするということを執行部におかれてはぜひ胸に刻んでいただきたいというふうに思います。

議長（星川睦枝君） ほかに原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第52号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これより、議案第53号平成22年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第53号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これより、議案第54号平成22年度瑞穂市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第54号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これより、議案第60号平成23年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第60号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第61号平成23年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

議事の都合により、暫時休憩をいたします。10時40分から再開いたしますので、よろしくお願います。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時40分

議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第17 議案第45号から日程第22 議案第59号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（星川睦枝君） 日程第17、議案第45号岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約についてから日程第22、議案第59号平成23年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）までを一括議題とします。

これらについては、総務常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 森治久君。

総務常任委員長（森 治久君） おはようございます。

議席番号5番 森治久でございます。

議長より発言許可をいただきましたので、ただいま一括議題となりました6議案につきまして、会議規則第39条の規定により総務常任委員会の審査の経過及び結果について報告いたします。

総務常任委員会は、9月14日の午前9時半から穂積庁舎議員会議室で開催しました。全委員が出席し、執行部からは市長、副市長、会計管理者及び所管の部課長、また一般会計決算、補正予算のため、当委員会所管以外の教育長、各部長、次長、調整監にも出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に、要点を絞って報告いたします。

初めに、議案第45号岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約についてを審査しました。

執行部より本案に対する補足説明を受けた後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第46号瑞穂市まちづくり基本条例の制定についてを審査しました。

執行部より本案に対する補足説明を受けた後、附則で、まちづくり基本条例推進委員会のメンバーから市議会の議員を削除した理由はとの質疑があり、議会でも話題になりましたが、二元代表制という関係の中で、委員に入ることはどうかという思いがある。あえて「議員」と残さなくても、市長が認める者に含まれれば、必要に応じて選任できるので、その選択肢も残すことに配慮して改正したとの答弁がありました。

そのほか、委員会を設置した目的、基本条例の時代背景、市の立場などを推進委員に最初にレクチャーすべきだったとか、議案には資料として審議の経過をつけてほしいとの意見がありました。

この後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第47号瑞穂市防犯カメラの設置及び維持管理に関する条例の制定についてを審査しました。

執行部より、本案とJR穂積駅前広場の防犯カメラ設置に対する補足説明を受けた後、設置場所については、後で苦情にならないように地元自治会などと協議して設置してほしい。防犯上、ふれあい広場にも設置してほしい。また、いつから防犯カメラを設置するのかを市民に公表してほしいとの意見がありました。

この後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第48号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部より本案に対する補足説明を受けた後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第51号平成22年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

本案について、3常任委員会で所管部分の協議をした結果、意見はありませんでした。

次に、執行部より本案に対する補足説明を受けた後、次のような質疑がありました。

決算事業報告書に従い、まず、コミュニティセンターは乳幼児と保護者でいっぱい、入りづらい。だれでも使いやすい工夫をしてほしいとの質疑について、各施設にだれでも自由に入りやすい工夫をするようにと指示を出したとの答弁がありました。

次に、投票率が依然として低い、具体的に上げる方法を考えているのかとの質疑について、明るい選挙推進協議会の委員に市内各種団体や朝日大学生などの若者に参加していただき、協

議していきたいとの答弁がありました。

次に、保育所の入所人員が定員を割っているが、なぜ少ないのかとの質疑について、未満児は逆に待機児童が15人いるが、それ以外は定員に満たない。それは、親が私立を選んだり、仕事の関係で広域入所であったり、また保育に欠けないため入れないなどの理由があり、御理解願いたいとの答弁がありました。

また、正規職員より補助職員が多過ぎるのではとの質疑について、どこの市町も苦慮している。正規職員だけでは保育できない児童を補助職員で補っている。今後、補助職員の待遇の改善を検討したいとの答弁がありました。

次に、全国的に生活保護費が非常にふえているが、瑞穂市でもふえているのか。また、不正受給はあるのかとの質疑について、21年度決算で比較すると19人ふえていて、そのうち外国人がふえている状況である。なお、入国時に手持ち金がないため、入国直後に生保の申請がある事例が他市においてもあり、県での会議で報告したこともあってか、入国審査も厳しくなると通達があったとの答弁がありました。

これら質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

最後に、議案第59号平成23年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）を審査しました。

本案について、二つの常任委員会より次の意見の報告がありました。

まずは、産業建設常任委員会協議会より、当常任委員会所管の予算について、款・土木費、項・都市計画費、目・公園費に土地建物等購入費1億8,250万円が計上されている。この内訳としては、街区公園2カ所（穂積野口地内と祖父江伯母塚中地内）、児童遊園1カ所（本田五島田地内）の用地を購入するものである。そのうち、街区公園の2カ所については、瑞穂市公園・緑地等基本計画に基づいて整備されることを検証し、優先度の高い場所について当該予算を計上したものであった。しかし、執行部の瑞穂市公園・緑地等基本計画に基づいて整備されることを尊重し、地域のコミュニティの形成を図る場所、または防災上のオープンスペースとして市内の公園整備計画を進めることに異論はない。ただし、今回用地購入の計画がなされている3カ所のうち祖父江伯母塚中地内の公園用地については、総務常任委員会において慎重に審議されたいとの意見がありました。

次に、文教常任委員会協議会より、当常任委員会所管の予算について、款・民生費、項・児童福祉費、目・児童福祉総務費に、安心こども基金事業補助金として4億1,432万円が計上されている。社会福祉法人清流会が市内に設置しようとする保育所への補助金について、1.牛牧第1保育所の整備について、現在調査中であり、整備計画がまだ固まっていない。その時点で、同じ地域に民間の参入という点では問題があるのではないか。

2.瑞穂市の保育方針は公設公営と明言している。今後、この方針を継続するのか、また民営化の方向に転換するのも決まっていない。この時点で清流会に補助金を交付するのはいか

がなもののか。

3. 清流会の保育所が設置される地番、地権者も決まっていない。その段階で補助金の予算計上を審査することはいかがなものか。

4. 6月17日に清流会より事業計画が提出され、文教協議会には8月24日に報告されて、協議をした。9月議会での審議、採決をするにはいかにも審議期間が短く、議論が保障されていないのではないのか。

5. 保育所の基本方針を議論する審議会を設置して、今後の瑞穂市の整備計画等の方針を確立する中で結論を出していくということが必要であるのではないかとの意見がありました。

次に、執行部より補正予算説明書に沿って補足説明を受けた後、質疑では、市道について、生津の市道は、同じ場所なのに、名目を平成22年9月議会では児童遊園で、次の12月議会では水防倉庫で、今回は道路と変更して計上している。名目を変えてまで、どうしても購入しなければいけない理由があるのかとの質疑について、現場は急勾配の道で大変危険なため、改良してほしい旨の要望がある。改良すると道路以外の余剰地が出るので、それを公園や水防倉庫との意見があったが、もともとは道路改良が目的であった。この場所は通学路でもあり、死角で危険な場所でもあるので、現場の改良は必要と判断したとの答弁がありました。

牛牧の市道の購入費が非常に高いと思うがとの質疑では、この場所は大変車の交通量も激しく、通学路で歩行者も多い。狭い南側は待機場所もなく、大変危険で長年の懸案事項でもあった。それがたまたま売り地として出たが、市は待機所の道路改良として更地で購入したいので、建物、植栽、土どめ等の撤去費、広告料の諸費用から、公共性だからと交渉をし、価格を決定した。建物等を除けば、不動産鑑定価格と比較しても同額であり、決して高くはないとの答弁がありました。

また、焼却炉の解体時に有害な物質が出たりしたいのかとの質疑について、汚染物の調査をしっかりと解体するとの答弁がありました。

また、祖父江伯母塚の公園は街区公園としているが、避難場所として規模を拡大はできないのかとの質疑について、今回の伯母塚は街区公園を計画しているので、今後財政が許せば検討したいとの答弁がありました。

最後に、清流会の補助金について、この話の経緯はとの質疑では、5月20日に清流会が教育委員会に初めて事業計画の申し入れの話があり、市長とアポをとり、5月23日に市長室で事業計画の話が口頭であった。それで、書類での提出を説明し、その後、6月17日に事業計画書を提出されたとの答弁がありました。

市の受け入れ体制は話し合われたのかとの質疑では、まずは計画書が出てこないことには審査もできない。前年度にも、おひさま保育園で同様の安心こども基金を活用して、規模は違うが事業を実施したように、市の補助金交付要綱がある。また、児童福祉法には、保育の実施へ

の需要が増大している市町村は、公有財産の貸し付け、その他の必要な措置を積極的に講ずることにより、社会福祉法人、その他の多様な事業者の能力を活用した保育所の設置、または運営を促進し、保育の実施に係る供給を効率的かつ計画的に増大させるものとするとの答弁がありました。

また、政策決定までの経緯はとの質疑について、7月12日の部長会議にて9月補正の事業把握を依頼し、19日の政策審議会（部長会議）にて事業説明を受けた。22日の県下副市長会議にて、県より安心こども基金が潤沢に残っているとの活用要請があった。また、26日の政策審議会（部長会議）で補正予算に計上することを確認し、8月3日に副市長査定、11日に市長査定を実施した。検討では、この事業は県の要請にもかなったこと、なおかつ市の状況を勘案すれば採択してもよい事業ではないかとの意見があった。そのほか、事業計画書の内容確認、ほかの保育園との意思確認をした上での政策決定を踏まえて計上したとの答弁がありました。

市長は、民営化はしないと言っているが、どうなのかとの質疑では、公設公営で行う。民営化をするとは言っていない。そして、民間の参入を認めないとは一切言っていない。これは市民の選択肢がふえることでもあるとの答弁がありました。

これら質疑の後、討論では、以前、清流会にはほづみ幼稚園の建物を無償貸与する話があった。そのとき、保育所は公設公営と明言しているが、牛牧第1保育所の老朽化に伴い、民間の参入は民営化と同じとの反対討論がありました。

その後、討論なく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決しました。

以上で総務常任委員会の委員長報告を終わります。平成23年9月27日、総務常任委員会委員長 森治久。

議長（星川睦枝君） これより、議案第45号岐阜県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方

は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第46号瑞穂市まちづくり基本条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（星川睦枝君） 3番 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

私は、住民投票の点について、委員長に御質問を申し上げたいと思います。

住民投票というのは、市政の重要問題に対して、市政の主役である市民が最終的に決定する制度であるというふうに私は認識をいたしております。法的な拘束力はない諮問型ではあるけれども、投票結果に対する尊重規定を置くことによって、実質的に市民の最終判断が担保されることになる、こういうふうに考えております。

その意味からも、住民投票の請求権について問題があります。それはどういうことかといいますと、市長だけに住民投票の請求権がある、こういう規定になっておりますよね。あとは常設型ではなくて、その都度条例をつくって住民投票をするという形の住民投票でありますけれども、その大前提の請求権が市長にしかない、こういう規定になっております。

そこで、私が思いますのは、堀市長のマニフェストの根幹はどこにあるかということ、「市民が主人公。市政の主役は市民である」、これが一番大事なポイントなんですね。ですから、そういうところから考えると、その理念とは相反する規定に最後のところでなっているんじゃないかというふうに思うんです。多くの自治体では、請求権者は、市政の主役である市民。そして、二代表制でありますから、議会。そして首長。こういう形の規定が多くあるように見受けられます。

そこで、その点について、執行部は総括質疑の中でも答弁をされておりますけれども、まだ市民がそこまでの意識というか、認識には至っていない段階で、とにかくまず基本をつくると。そこから始めるんだ、こういう答弁がなされております。私も、まあ公募を含めて市民の皆さんが参加をされて、かんかんがくがくその討論に参加をする。そして議論をするという、そのプロセス自体が市民の意識を向上させていく。そういう機会をつくることであるというふうには思います。その点は評価をしておるわけですが、やはり市民の請求権がないということは、やはりこの間の住民投票制度の推移をずうっと見てまいりましても、10年前ですね。今つくる条例としては、いささか10年前の条例の中身になっているということです。それはもう

少し、議員を含めてお互いに勉強を深め、他の自治体の条例と比較・検討する中で、事務局、つまり執行部に任せずに、もっともっと今後は勉強をしていく必要があるというふうに思います。

そういうことで、お聞きをしておかなきゃいけないと思ったのは、全国の自治体で首長にだけ請求権がある住民投票制度というのはどの程度あるのか。先ほど言った主役の市民、そして議会、それから首長というのが一般的にあるわけですけど、瑞穂市の場合は首長だけに請求権があるということです。ですから、この議論の中で、そういう点についてはどのように執行部の方に聞き、また答弁があったのか。その状況を把握されて審議をされたのかどうか、この点についてお聞きをしておきたいと思います。

さらに、今後どうするかということに絡みますので、基本条例の推進委員会での見直し規定が書かれていますね。ですから、今のような根幹にかかわる、市民が主役と言いながら、最後の住民投票のところでは市民に請求権がない。これを突き放して客観的に見たときに、どう判断するか。これは大事なことなんです。そういう意味において、今度の条例が可決された場合の制度の中には基本条例の推進委員会があるんですね。この中で見直し規定もちゃんと入っているんですね。ですから、今、私が申し上げたような点について、その基本条例推進委員会の中でも見直していく、そういう点に入るのではないかというような課題に対する議論がなされておるのかどうか。この点、大変重要ですので、委員長に質問をさせていただきたいと思います。

議長（星川睦枝君） 総務常任委員長 森治久君。

総務常任委員長（森 治久君） ただいまは西岡議員より、住民投票においての首長にだけ住民投票の請求権がある市町は幾つあるのかというのが、手短かに言った中での質問要綱であったかと思いますが、よろしかったでしょうか。確認をさせていただきます。

3番（西岡一成君） はい。

総務常任委員長（森 治久君） それに関しましては、西岡議員がおっしゃられたとおり、市政の主役はまさしく住民でありという部分に関しまして同感する中でありますが、この総務常任委員会の中では、先ほど私、報告でも述べさせていただいたとおり、住民投票に関する部分での執行部からのそのような御説明、また委員から、それに関する内容等の意見、また質問事項はございませんでしたので、委員会の中では話し合われておりません。また、私も大変勉強不足でございますので、私の私見を述べる場でもございませんので、控えさせていただきますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

もう1点、住民に請求権をつけるべきではないか、与えるべきではないかということがもう1点の御質問事項でよろしかったでしょうか。

3番（西岡一成君） 基本条例推進委員会の見直しの問題。

総務常任委員長（森 治久君） そちらに関しまして、今、推進委員会の見直し等についての

議論等も、私どもの総務常任委員会当日の議論の中では、先ほど私、委員長報告をさせていただきました委員会の設置した目的、基本条例の時代背景、市の立場などを推進委員に最初にレクチャーするべきではなかったかということと、議案には資料としての審議の経過をつけてほしいというような御意見はございましたが、見直し等の委員さんからの意見はなかったと確信しております。また、執行部からもそれに関する説明等もございませんでしたので、そのような審議のない中で、先ほど委員長報告で申し上げたような内容で、全会一致で原案のとおり可決したというようなことでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 3番 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 自席からお願いしたいと思います。

今、委員長の方から御報告をいただきましたけれども、この場は委員長報告に対する質疑がありますので、執行部にお聞きをする場ではございません。ですから、私の発言は間接的に執行部の方で受けとめていただきたいというふうに思います。

委員長の報告では、先ほどの請求権者をどう規定するか。なぜ市長にだけ規定をしたのかということについて審議をされていないということだから報告できませんということでもありますけれども、やはり請求権者がだれであるかというのは、まさに住民自治の根幹にかかわる重要な問題であるというふうに執行部も議会も認識をしなければならないと思います。それが大前提であります。となくと、市当局、並びに市民、そして議会というものも当然請求権者の中に入れていくべきであると思います。これは早急に、その後に基本条例推進委員会という規定があり、その中での見直し規定も入れ込んでおるわけですから、それを眠らさずに、何でもそうです。条例を一回つくっちゃうと、そのときだけで終わっちゃって、あとは眠ってしまうということもたくさんあるんですね。だから、常に磨いて、時代に新しいか、古くなったか、どこがちょっと住民の声と違うかということを常に点検、チェックをしていただかなきゃならん。とりわけこの問題については、早急に執行部の方で条例案について見直し作業を進めていくべき内容であります。ですから、先ほど申し上げたように、間接的に執行部は私の話を受けとめていただいて、直ちに実践をやっていただきたいと思います。ですから、あとの審議の中でその点については議論がなかったということですから、それ以上、委員長に詰めて質問することは差し控えたいと思いますので、執行部に間接的に物を申し上げながら、私の質問を終わりたいと思います。

議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第47号瑞穂市防犯カメラの設置及び維持管理に関する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 8番 松野藤四郎君。

8番（松野藤四郎君） 議席番号8番 松野でございます。

私も総務委員会の一員でございますが、先ほど委員長から報告しました議案第47号瑞穂市防犯カメラの設置及び維持管理に関する条例の制定についてのこの字句については了解をしておるわけですが、そのほかに、委員会の中で私も発言したというふうに思いますが、要は防犯カメラというのは街頭犯罪の防止、あるいは犯罪に対する抑止力の向上ということで、公共の場所や公共施設に設置をするということで、今回穂積駅周辺に9ヵ所、予算としては500万円計上をしております。

私とその席上で言ったのは、犯罪は、穂積駅から南へ行く横堤の間でも犯罪が現実として発生しているということですので、そういったところにも防犯カメラをつける必要があるのではないかというようなことを申し述べたというふうに思いますが、この中にもありませんので、ちょっと確認をしたいということと、設置をする場合は、設置業者といいですか、そういった方と場所をちゃんと確認しながら設置をするということも委員会の中で話し合われたと思いますが、そこら辺について、ちょっと委員長から御報告を願いたいと思います。以上です。

議長（星川睦枝君） 総務常任委員長 森治久君。

総務常任委員長（森 治久君） 松野議員の御質問にお答えをさせていただきます。

松野議員も同じ総務常任委員会の委員さんでございますので、犯罪抑止力に役立つ防犯カメラの設置というようなことございまして、駅周辺だけでなく、委員の皆さんからは、先ほど、

私、委員長報告で申し上げましたように、ふれあい広場等、また松野委員のお話のございました横堤にも犯罪の抑止力というようなことを考えるのであれば、つけるべきではないかという御意見がございました。改めてここでおわび申し上げて、つけ加えさせていただきます。また、自治会等から苦情等がないようにするようなお話もございました。そちらは、私、先ほど報告の中でも申し上げたとおり、後で苦情等が出ないように、地元自治会等としっかりと協議をした中で設置してほしいというような委員長報告をいたしました。そのようなことが大切であるというような中で、この総務常任委員会の中でも委員の皆さんからは、しっかりと9カ所の位置をある程度執行部において協議した中で、また委員会でそちらを事前に見学することも必要ではないかというような御意見も出ましたことをつけ加えさせていただきます。御質問の答弁とさせていただきます。以上でございます。

議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第48号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第51号平成22年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 3番 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

報告されている中で1点だけお聞きをしておきたいと思います。

17ページの真ん中付近で、保育所の関係について、正規職員より補助職員が多過ぎるのではとの質疑について、どこの市町も苦慮している。正規職員だけでは保育できない児童を補助職員で補っている。今後、補助職員の待遇の改善を検討したいとの答弁があったという報告になっておりますけれども、私が思うには、問題はその執行部の答弁に対して、議会としてどういう討論をしたかということです。そのことが大事なんですね。執行部の答弁を答弁として報告するだけでは、議会として、つまりチェック機関としての役割が十分ではないということになるわけなんです。

というのはどういうことかということ、この答弁を見ると、正規職員だけでは保育できない児童を補助職員で補っていると、こう書いているんですね。ところが、事業報告書を皆さん見られたとおり、実態はどうなっていますか。正規職員が87人です。補助職員85人と派遣を入れて、合計で94人なんです。要するに87人と94人、これが正規職員と補助職員との比率なんですね。これ、普通10人のうち7人が常識的にその数字だけ見れば、補助職員が主流であるんじゃないかと。正職員が補助しておるんじゃないか。もちろん勤務の実態、労働条件等々違いますけれども、数字だけ見ると、そういうふうの実態がなっていると思うんですね。

ですから、問題は、補う、補っているというこういう考え方自体を根本的に改めた上で、正規職員をどう配置して、補助職員で補助している。その職員の給料についても、もう少し上げていくというふうになるならばまだいいんですけど、そこまではまだ踏み込んでいないという

ことですね。ですから、そこら辺のことは必ずよく言われるように、公務員の賃金が高いで、民間、そんなもの、うちなんかとても上げれえへんと言って、逆に民間も低くなる。民間が低くなったら、今度、公の方はどうなるかという、民間があんな状態で上げられるわけがないでしょうということで、官と民が競争し合いながら引き下げていくという全くもってけしからんやり方をやりますから、それが今までのずうっと歴史ですから、きちっと目を覚まして、その歴史的経緯を踏まえた上で、さてどうするかというところで、今の補助職員、保育士の場合には当てはめの問題ですけれども、どうなっているか。そういう議論はなされたのか。大変重要なところですから、ちょっとお聞きをしておきたいと思います。

議長（星川睦枝君） 総務常任委員長 森治久君。

総務常任委員長（森 治久君） 西岡議員には再び御質問をいただきまして、ありがとうございます。

ただいまの補助職員の待遇改善等の検討、また執行部からそのような答弁をいただいた中で、委員の中では協議がされたのか、意見が出たのか、またそういうような議論をしたのかという御質問でございますが、委員会で出ました正規職員より補助職員が多過ぎるのではないかとの質疑に対して、執行部からは、どこの市町も苦慮している。正規職員だけでは保育できない児童を補助職員で補っている。今後、補助職員の待遇の改善を検討したいという御答弁をいただいた中には、正規職員と補助職員との待遇面の格差ですね。そのような議論も委員会の中でございました。これはこの議会だけではなく、6月の議会の折にもそのような正規職員、補助職員との待遇面、これは給料面だけではなく、職務の内容の待遇の格差も含めて、そのようなことでの待遇の格差を是正することができないかというような御意見は出ております。それによって、執行部から待遇の改善を検討したいというような御答弁をいただいておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 今、委員長から執行部の答弁、そして待遇の改善を検討したいということが言われているということですが、先ほど私、申し上げたように、具体的にその内容ですね。待遇の中には、非正規から正規に身分を移し変えるということとか、あるいは今の大体17万7,600円ぐらいということ、もう少し定期昇給制度を導入するだとか、そのためには条例を変えていかなきゃいかんというようなことも付随しますけれども、いずれにいたしましても待遇改善の内容として、一定の期間がたてば正規職員にしていくというようなことも含めた制度の改革を考えていく。そうでないと、何年やっても、10年やっても、15年やっても非正規のまま。そして、新しい人が入ってきたら、その補助職員が新しい正規職員に対していろんなことを教えるというようなこともあるんですね。補助職員が担任をやるとかというふうなことにも

なりかねませんので、ですから、そういうような待遇改善の内容についてもさらに突っ込んで、今の答弁以上に議論がなされたり、あるいはちょっとそういうことが問題意識として出されましたよということがあれば、執行部もおりますから、その席で報告をしていただくとありがたいと思います。なければ結構です。

議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 10番 土田裕君。

10番（土田 裕君） 議席番号10番、日本共産党、土田裕でございます。

議案第51号平成22年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対討論をさせていただきます。

平成22年度決算事業報告書の中の54ページ、目で道路改良費、事業内容として、2として活力創出基盤整備交付事業というような内容で、細かい内容としましては、巢南のハマセンガソリンスタンドから南保育所までの道路拡張工事を行っていました。それに伴い歩道が拡大をしています。私としては、これは無駄な事業ではないかと確認をしています。

また、西部縦貫道の道路をこれから南へ、さらに上って21号線まで延長工事も計画されているとお聞きしています。総工費約数十億円をかけての事業は無駄遣いではないかと思っておりますので、反対をいたします。御理解を賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（星川睦枝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 14番 山田隆義君。

14番（山田隆義君） 14番 山田でございます。

この議案につきましては、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

実は瑞穂市は南北道路、大きな幹線道路が一本しかないわけですね。旧巢南と旧穂積町が合併をいたしまして、以前からの旧巢南町には南北道路の幹線道路は今のところきちっと通っておりません。それを平準化するためにも、土地の狭いところで道路整備をすることによって環境整備にもつながると。特に本巢市には東海環状自動車道のインターが来ます。そうしますと、非常に交通の利便性が高まります。そのためには、旧穂積町の幹線道路一本だけでは、西回り線も南北道路がないとより一層の交通の多い、住みよい環境づくりにもならんと。道路整備が

ら環境づくりが始まるわけでございますから、有効に瑞穂市の地の利を活用するためにも絶対必要であります。そのため、現在、旧巢南町の御案内のようにハマセンの交差点から旧巢南町の南保育園のところまで道路拡幅ができておりますけれども、それを南へずうっと延ばしまして、岐大バイパスへつないで、それから犀川地へ道路整備していくというような計画がなされておるといことも熟知しておりますので、そのためには、一遍に道路整備をやれといっても膨大な予算がかかりますので、予算の許す限りやっていただくためにも、これは賛成の立場で賛成討論をさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（星川睦枝君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願ひます。

起立多数です。したがって、議案第51号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これより、議案第59号平成23年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 2番 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 議席番号2番、改革の熊谷祐子です。

先ほどの総務常任委員会の委員長報告に対しまして、私も総務委員でございます。中で発言したにもかかわらず、あまりまとめに載っていないということが松野藤四郎議員から確認がありました。私も同じでございます。

あと、西岡議員から質疑があって、それに対して執行部から答弁があったことだけ書いても記述に不足があると、そういう指摘もありましたね。私もそのとおりだと思います。ということで、私が発言したことをあえてここで確認させていただきます。

大きく言いますと二つです。大きく2点。1番、つまりだれがこれをまとめたのかということです。重要なことが削除されていたりしますので、少数意見というのは、少数意見の留保というのがございまして、書かなくてもいいということがありますが、非常に重要なことについてはまとめに書かなければいけないということがありますので、これは一体だれがまとめたの

か。

今までは行政ですね。行政の職員の方が各委員会の委員長報告をまとめることも非常に多かったんですが、今、皆様に渡っています瑞穂市議会基本条例の素案がまとまって、きょう午後話し合われると思いますが、そこにもありますように、議案につきましては、発生源や経緯や7項目にわたって非常に慎重な審議をすることというふうに、いよいよ瑞穂市議会もなっております。それに先駆けて、私は総務で重要な発言をしておりますので、それが抜けていると。まず、大きくこの2点について御質問を申し上げたいと思います。

以下、自席で行わせていただきます。

〔発言する者あり〕

2番（熊谷祐子君） 大きく2点をしましたが、その詳細についてもここでするようにというふうに言われましたが、じゃあ、ここで全部書かれていなかったことについても申し上げます。私、本当はここでしたかったんです。

委員長さんが質疑で御答弁いただければいいと思っていましたが、機会をいただいて、ありがとうございます。

だれがまとめたかは後で言ってくださいね。聞かないと、ちょっとわかりませんので。

二つ目の、まとめに非常に重要な質疑が抜けているということについて申し上げます。

議案に出てきたことを議会が1ヵ月近くいろいろやってきて、この最終日に賛成か反対か態度をはっきりさせなければいけないと。ずうっと執行部や総括質疑や、それから会派の勉強会や四つの常任委員会でやりとりをして、だんだんわかってくると。そして、この最終日に自分は賛成しようか反対しようかというんでございますが、その9月14日、総務常任委員会で私が申し上げましたが、ほぼ削除されていることを申し上げます。

まあ、まとめてみるならば、削除されている二つは、清流会に対しての2億円の補助金が公正であるか、公平であるか、この2点について質疑をいたしました。

まず公正であるかどうか、自分はわかりたいと思ったものですから、質疑をしたわけですが、その中で、6月の総務常任委員会の会議録を私は自分なりにまとめて読み上げました。これが非常に重要だったと思います。この2億円、市が計上することに至った経緯が公正であるのかどうかという裏づけになると私は思いましたので。それで、6月議会で最初の総括質疑でも申し上げましたが、非常におかしなやりとりがあったと記憶しておりました。それで、確認をいたしました、6月総務常任委員会の。

長くなりますが、読ませていただきます。全部削除されておりますので。

6月15日の総務常任委員会で、上牛牧の公園について、公園費、公有財産購入費7,600万円についてのやりとりがございました。ざっとまとめてみました。

小川議員、「牛牧第1保育所は老朽化している。あの近辺 あの近辺というのは議案に

のっている上牛牧公園の7,600万円です に保育所も含めて総合計画をできないのか、市長、どう思うの」。市長、「いい御意見でございます。保育所の関係で、せっかくの機会ですので申し上げておきますけれど、民間の保育所の進出も考えておるところでございます。ちょうど公園の周辺あたりで要望も今出ているところでございます、今、公園を整備しようとしておる近辺が一番いいのではないかと、そういうことも考えながらの公園の提案でございますので、よろしく申し上げます」。小川議員、「そういう計画があるなら、早くその計画を立てないと。林教育次長、そういう計画があるんだったら、ぱっと言ってください」。教育次長、「あそこ一帯に公園を利用した保育所というのができれば、すばらしいなということを思っております。先ほど市長が申されましたあの保育所はまだ正式ではないです。計画も何も出ておりませんが、話に出ましたので、私立の保育所ですけれども、これにつきましては保護者の方の選択肢がふえるということで、私どもとしても歓迎するところかなと考えております」。

別の補正予算の項目について話し合った最後のまとめに、またこれに関連したこういうやりとりがございました。

小川議員、「公園については、保育所の問題も含めて地域総合計画を早急に立てていただく。早急に計画を立てていただきたい。それ、約束していただけますか、市長」。市長、「そのことにつきましては近々明らかになってまいりますので、皆さん方にお話しできるのではないかと考えておるでございます」。小川議員、「約束してもらえるんやね」。市長、「約束しておるつもりで答弁しております」。小川議員、「市長、約束していただけますね」。市長、「市民におかれまして、いろんな選択肢がございます。選択肢の幅が広がるように前向きに取り組んでまいります」。教育次長、「担当としましても、保育所をきっちり掲げて計画していきたい。できれば、計画していきたい」。小川議員、「できればでなく、もう一度答弁を」。教育次長、「計画していきたい」と。

ざっとですが、こういうやりとりがございまして、森治久委員長がまとめとして、この7,600万円の公園計画には私立幼稚園がセットでつくということを確認して、まとめられました。

私はこの話を全然知らなかったものですから、非常に何かおかしいなという印象だけございました。これのももとの会議録は今月末に全部でき上がりますので、ぜひ御確認いただきたいと思います。

これを、9月14日の総務常任委員会で読み上げた後、もちろん質疑というのは執行部にするものですけれど、小川議員と森議員、総務常任委員会の席上、私は何も求めていないわけですが、私は何も関係しておりませんと、それぞれ述べられました。

もう一つ申し上げます。発生源を聞きました。それは、このまとめの中にありますね。5月20日に清流会の方から口頭で申し入れがあったとありますね。まとめの20ページにありますね。

5月20日に清流会が教育委員会に初めて事業計画の申し入れの話があったと。市長に会ってくださいとアポをとり、5月23日、大変早いんですね。3日後にはもう市長に会えるわけですね。事業計画の話が口頭で市長室であった。書類を出していただかないということで、そこで書類を出していただくように説明し、ほぼ1ヵ月後ですね、6月17日には事業計画を提出されたと。

それで、私が総務常任委員会でお聞きしたのは、そのほか、議員も、もしかしたら仲介した議員がいるかもしれないということで、議員も、それから関係の執行部、市役所の方々も、ほかの場所で、教育委員会やら市長室のほかで清流会、事業者の方々とお会いしたことはございますかとお聞きしましたら、一切ありませんということでございましたので、私は、そこで3回会っただけで2億円の補助を決めるというのは、瑞穂市というのは随分、何と言ったでしょうね、気前がいいと言ったんでしょうかね、安易と言ったんでしょうか、ちょっと覚えていませんが、驚きましたということを申し上げました。

〔発言する者あり〕

2番（熊谷祐子君） だから、この記述がないということをお願いしているんです。ここでやってくださいと言ったから、やっているんです。

それで、私は、そのまとめとして、他の私立保育所から政官業の癒着やと。政は政治家ですね。官は、この場合、教育委員会です。それから事業者です。政官業の癒着だと思われても仕方がない事態だということもはっきり申し上げましたので、これは2億円をきょう認めるかどうかで大変重要なやりとりでございましたので、これがすっぱり抜けていますので、ここでやれということでございましたので、皆様にその削除されている部分を申し上げました。これが公正性です。果たして、この2億円の補助金が公正に決められたかどうかということ。

もう一つ、最初、公平性かどうかということをお願いしましたが、アンケートの話が出ていないんですかね、まとめに。

〔発言する者あり〕

2番（熊谷祐子君） 議長さんは星川議長さんですので、指図なされるのはやめてください。

アンケートのことも質疑のやりとりであったはずですが。5月20日に口頭の申し入れがあり、3日後の23日は市長室で会い、6月17日は書類が出ているわけですね。そして2日前の6月15日には今の総務常任委員会でやりとりがあったわけです。その2日後には書類が出ております。

アンケートを12私立保育園に送った。つまり瑞穂市ではこういうことをしようと思っているけれど、安心子ども基金を使って私立の保育園をつくろうと思っているが、進出の御希望はありますかというアンケートを送ったのが、何と7月15日です。1週間、22日までには返してくださいと。どうして5月20日、6月15日に話があって、1ヵ月も後になってやったのかということを質疑いたしました。これも削除されておりますね。

そして、削除されている部分を申し上げますが、12保育園に送って、うち回答があったのが8社。そのうち5社が、今回は急な話でとても間に合わない。次の機会にはぜひ情報をいただきたいというふうに、8社回答があったうちの5社が答えているわけですね。

つまり私の感想を言えば、アライバイワークとして、後々、随分遅くなってから送ったというふうにしか思えません。

以上、この委員長報告はだれがまとめたのかということと、こういう重要なやりとりをなぜ削除なさったのかという点を御答弁いただきたいと思います。以上です。

議長（星川睦枝君） 総務常任委員長 森治久君。

総務常任委員長（森 治久君） 熊谷議員の御質問、また今は抜けておる部分の御説明があったのかと思いますが、まず、この委員長報告をだれがまとめたのかという御質問でよろしかったでしょうか。大変失礼でございますので、申し上げます。熊谷議員に言われるまでもなく、私もまちづくり基本条例の一員でございます。ただし、あれはまだ条例化されておりません。今、委員の中でしっかりと議論して、議員として議会がどうあるべきかということ話し合っている中で、この委員長報告を、今までの慣例に従わず、委員長みずからが執行部、また事務局のサポートを受けながら、確認を受けながら、まとめましょうというような議論がされておることは私も十分に承知でございます。その中で、私はこの委員長報告を、私委員長である森治久と、そして事務局のサポートをいただきながら、執行部の御答弁を確認しながら、まとめさせていただきました。それに関しては以上の御答弁をさせていただきます。

また、熊谷委員の質問事項がなぜ削除されているのかということでもよろしかったでしょうか。
2番（熊谷祐子君） はい。

総務常任委員長（森 治久君） 私、これも事務局と、またいろんな報告書を御相談して私がつくる中で、当日、委員会の中では、ただいま熊谷議員が言われたように、多くの熊谷議員からの御質問、また御意見、また、だろう、かろうであろうというような執行部に対する意見を求めるような文言、御質問がたくさんございました。

そんな中で、やはり委員長報告というものは、本日最終日で大切な瑞穂市の将来を左右する決定をする日でございます。そんな中で、委員長報告が議員の皆さんに適切に、また的確に議案を判断していただく一つの材料として、しっかりと委員長報告の中で意見等、また質疑等、執行部からの答弁等を載せる。また、それを報告するということが大切であるという中で、先ほども私申し上げました、だろう、かろうであるというような委員さんの文言は削除させていただきましたのと、それと多くの内容になります。今、熊谷議員さんがこちらで御質問いただきましたが、御質問いただいた中で、当日の委員会ではまだまだ熊谷さんが意見を言われた文言、またお尋ねをされたことも、この場で言われたことで抜けておるところがあると思うんですね。それを一言一句すべて報告書に載せなさいということになりますと、本当に議員の皆さま

んに、また本日、傍聴にお越しいただいております皆さんにとって、適切な情報の発信と、また適切な判断、的確な判断のもとにきょうの大切な議決ができるのかということを考えます中で、熊谷議員さんが当日こちらで、私が報告書で載せてありますこの話の経緯ですね。経緯というところは、当日も所管である教育委員会次長の方に、また教育長等にいろんな御質問をされました。その中で、経緯の流れはしっかりと載せさせていただいております。先ほど読み上げられた6月議会における小川委員さん等のやりとりのお話がありました。これは、6月議会の中で公園整備にかかわる補正予算で議論された中でのやりとりでございます。そちらは熊谷議員さんも当日は確認をされたということで私はお聞きしております。6月議会でこのようなお話がありましたね。やりとりがありましたよねというようなことでの確認をされたのが、今回の9月議会での確認をした上での御意見、御質問をされたと思いますので、その文言を一言一句載せるということが果たして本当に必要であったかということは、私も御批判を受けた中で、今、首をかしげるところでございます。

そんなようなことで、私の考える中での適切な判断材料として皆さんに報告するべきことは、最大限ではなかったかもわかりませんが、最小限には載せさせていただいて、委員長報告をさせていただいたつもりでございますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 2番 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 一言一句載せてくださいとは申し上げておりません。今までも委員長報告というのはそんなふうには載せていませんね。私はいつも一言一句載せていないなんて言ったことはございません。項目すらないわけですね。アンケートとか、6月議会のこととか、それから政官業の癒着と思われても仕方がないと、そういう指摘をしたことは項目すら載っていないわけですが、一言一句載せてくださいとは申し上げておりませんので。項目すら載せないということはどう考えられますか。

議長（星川睦枝君） 総務常任委員長 森治久君。

総務常任委員長（森 治久君） 先ほど私も多少の興奮、また大変に失礼な熊谷議員からの、いかにもどなたか第三者がまとめたかのようなことを申し上げられましたので、多少興奮しましたので、政官業の癒着という文言の削除であったり、またアンケートの件ですが、先ほどもアンケートで、12園のうち8園、またそのうちの5園がそのようなことがあったら、ぜひとも聞かせてほしいというようなお話がありました。

私、委員会の中で委員の皆さんが御発言されること、また御質疑されること、また執行部が御答弁されることは、すべて一言一句控えてはおりませんが、ない頭ではございますが、しっかりと記憶させていただいておりますし、必要な部分は筆記をさせていただいております。

ございますが、まず1点目の政官業の癒着等のお話は、熊谷委員から執行部に対して、また御自分のだろう、かろうであるというような中で確認をされたというようなことでのそのような言葉はあったやと思います。ただし、そんな中で、当然ですけど執行部は「そんなことは一切ございません。失礼ではありませんか」というようなこともあったと思いますし、委員の中からも失礼ではないかというような、それがまさしく単なる疑念であり、何の根拠もないようなことであれば、大変名誉を傷つけることであり、失礼ではないかというような意見があったように思っております。

また、アンケートに関しましても、これも熊谷委員がアンケートをされたと思いますが、された内容をというようなことで執行部にお尋ねをされておりました。しかし、これは、先ほど8園のうち5園がとかいうような数字も含めて、執行部からはそのようなものは一切答弁がされておられななだと思ひますし、本日、次長がおられますが、次長の方もそんなようなこともされていなかったということで記憶しておりますので、あえて委員長報告でも申し上げませんでしたが、私は答弁すらなかったことであろうと思ひております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） どうしてそのやりとりを載せなかったんですか。そのまま載せればいいわけじゃないですか。今、随分明らかになりましたよね。つまりそのまま載せればいいわけですから、このやりとりがあったということ。載せないということは、削除になりますから。

それから、だろう、かろうの話は、私、申し上げておりません。だろう、かろうだったら、確認をしておりますから、こうですか、ああですかと。「この3回で2億円の補助を決めたんですか」と聞いたら、「そうです。それ以外に一切会っていません」と確認をしているわけですから、質疑というのはそうですよね。だろう、かろうと思われる疑問点を質疑で質問することですから、それをやりとりしているわけですから、疑問点は載せないというのはおかしいと思ひますよ、疑問の発言をするのが質疑ですから。

言葉というのは、非常に正確にやりとりしないと難しいわけですが、私は、政官業の癒着と思われても仕方がないと申し上げたんであって、政官業の癒着だろうとかとは言っていないので。他の私立には、瑞穂市と1事業所の政官業の癒着だと思われても仕方がないと、こういうふうに申し上げました。非常に私も慎重に言葉を選んで発言しておりますので、しっかり覚えております。「だろう」というふうには言っていないから。そして、ほかのことも「だろう」ということは、全部「ですか」と疑問を質疑し、そして回答をいただいているわけですから、そのやりとりを恣意的に委員長さんが取り上げたり、取り上げなかったりするというのは、そもそも委員会というのは質疑のやりとりですから、総括質疑も、一般質問も、それから委員会も。疑問点を質問して、答えをもらっているんですから、それはそのまま載せられるべきで

はありませんでしたか。

議長（星川睦枝君） 総務常任委員長 森治久君。

総務常任委員長（森 治久君） なぜ削除されているのかということで再度の御質問であるかと思いますが、先ほど熊谷議員より、一言一句載せてくださいとは申し上げておりませんということの思いが語られました。そんな中で、私は、先ほども申し上げたとおり、あくまでも政官業の癒着ではないでしょうかというような御質問であり、御意見であると思うんですけど、執行部にそんなようなことはございませんかというような問いかけ、また御自身の御意見も含めての内容であったというようなことを考えた中で、先ほど申し上げたように、議員の皆さんにしっかりと判断していただき、また市民の皆さんにそれを大きく発信することが本当にこの瑞穂市の議会のあり方として、また瑞穂市の将来のまちづくりとして、執行部との関係も含めて、いいのかなあというようなことを考えた中で、あえて載せさせていただかなんだということであり、わざと削除するようなこともございませんですし、今後、ただいま熊谷議員より、私の意見、また質問等であれば、一言一句にはこだわらない中でも、多く忘れることなく報告してほしいということでございましたら、今後はそのようなことをしっかりと念頭に置いて報告書を作成させていただきたいと思いますので、よろしく御理解をいただきたいと思いません。

また、先ほど、私はあくまでもだろう、かろうでお尋ねは申し上げておりませんということでしたが、何か私、その当日の委員会で熊谷委員が執行部にお尋ねされる様子を見て、また聞く中で、よく刑事ドラマで誘導尋問ってございますよね。本当に証拠をつかんでいるのではなく、この筋書きからいくと、こうでなかったのか、ああでなかったのかというような誘導尋問的なことがなされておったように記憶しておりましたので、そのようなことはやはり本来委員会の中であっていいことかということは考えました。そんなようなことから、削除をあえてさせていただいたわけではないですけど、皆さんにしっかりした判断をしていただくためには、この内容がベストではなかったかもわかりませんが、ベターであったと考えて報告をさせていただきます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 最後は随分議員席からも笑いが漏れましたけど、誘導尋問のようなど。全部調べた事実に基づいておりますので。

1点だけお聞きします。市民の皆さんにそういうことを発信してよいのかと思ったと言いますが、議員の皆様のところにも来てらっしゃるかと思うんですが、22日に投書がございました、市民から。ざっと読みます。

「私立保育所の建設に反対しないでください。清流さんが来ると何か都合が悪いのでしょうか

か。選択肢が広がりますし、私立ができるところは私立でもいいと思います。市にとっても、経費が安くて済むと聞きます。来なかった場合、議員さんが賠償責任でその分を補償して、出してくださるのでしょうか。結果によってはオンブズマンに報告させていただくことも考えます」。あと、公園のことも書いてありますが、「議員さん個人のエゴよりも……」。

〔発言する者あり〕

2番（熊谷祐子君） よろしいですか。私語はちょっとおやめいただきます。

「議員個人のエゴよりも、今、市民が何を感じて、何をしてほしいかをよく考えてください。市民の立場になって考えてください」と。

きょうは、清流会の方々も関係者の方々も大勢お見えのようですが……。

〔「委員長報告に対する質問ですので、今の質疑はとめなさい」の声あり〕

2番（熊谷祐子君） ですから、今、委員長さんの発信すべき点はないと考えたということに対して、質疑しております。

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子議員に申し上げます。

質疑は質問等で簡潔にお願いしたいと思います。委員長報告への質疑でございますので。

2番（熊谷祐子君） わかりました。今、委員長さんが、そういうことのやりとりを発信していいのかどうか考えますと。ですから、発信していいのかどうか考慮して、結局削除したということと言われたと思うんですが、結局、市民の方々は、賛成の場合はいいですわね。反対は、なぜ反対するのかということ、例えば公正性があるとか、公正性があるのかとか、そういうことは情報を出さなければ、本当にこういうふうにする人が多くても不思議はないと私は考えます。ですから、市民の方に選ばれて、ここの場に來させていただいた。その代表として疑問点を質問させていただいているわけですから、これは削除しないで、きちんと委員長報告に載せていただきたい。わかりますでしょうか。発信すべきことは、市民の方がよくこういうふうにはわからないと。それはわからないと思いますよ、しっかり情報を出さないと。それを明らかにするために委員会でも質疑をしているわけですから、そういうことはきちんと委員長報告の中を出していただきたいと思います。以上です。

議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（星川睦枝君） 6番 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） 議席番号6番 棚橋敏明でございます。

ただいま議長より許可をいただきましたので、委員長報告に対する質問をさせていただきます。

補正予算の中で、焼却炉の解体時に有害な物質が出たりしないのかとの質疑について、汚染物の調査をしっかりとって解体するとの答弁がありましたと御報告がございます。この部分は、

恐らく美来の森施設解体工事、この部分の1億円の部分だと思います。それと同時に、このことが、これから始まりますリサイクルシステムの確立という新しい目的に向かって進んでいくわけなんで非常に大事な部分ではございます。

ただ、私、一つだけやっぱり心配してございますのが、この質疑の中の、焼却炉の解体時に有害な物質が出たりしないのかという質疑に対し、調査をしっかりと解体するとの答弁があった程度の書き方がしてございますが、10年後、20年後、美来の森の場合は、東側に川、そして南側に川、それで恐らく下には伏流水が流れていると思います。それと同時に、ここまでに至ってくる経緯の中で、地元の方々が多少疑心暗鬼になっていることも事実だと思いますので、委員会の中で、どのように話し合われたのか、その中を多少教えてくださいませ。

それと同時に、それじゃあ、しっかり調査をするということに対して、この調査費はどこから出てくるのか。この1億円の中に含まれているのか、別個に調査費があるんだとか、そういった質問があったかどうかとか、そういったところを御報告くださいませ。よろしく願いいたします。

議長（星川睦枝君） 総務常任委員長 森治久君。

総務常任委員長（森 治久君） 棚橋議員の御質問にお答えをさせていただきますが、今の美来の森の焼却炉の解体時に有害な物質が出たりしないのかというような質問がございました。それに対して、執行部からは、汚染物の調査をしっかりと解体する。そのような御答弁をいただく中で、委員の方からは、地元十九条住民と、解体の時期、またその解体方法等、また解体後の処理施設の活用等のお話をしっかりとした中で進めてくださいというようなやりとりはございました。それは、委員の皆さんから、やはり環境に対する市民の皆さんの認識、また意識というものが今高い中でございます。十九条住民、また近隣の方の疑念、不安を取り払う中で、しっかりとこちらの整備を進めてほしいというような御意見がございましたので、私の方からつけ加えさせていただいた中で御報告をさせていただきます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 6番 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） もう、あと質問の中で、この調査費のことについて、幾らぐらいかかるか、また途中で出てきたものに対して、いやまたさらにお金が必要なんだよとか、そういったことについてのお話し合いはあったのかどうか。調査費の大体の金額ですね。それから、この1億円の中に調査費も含まれているのかどうか、そういったことのお話はあったのかどうか、お教えてくださいませ。

議長（星川睦枝君） 総務常任委員長 森治久君。

総務常任委員長（森 治久君） 先ほどの質問内容の1点ですね。御答弁を忘れましたことを深くおわび申し上げます。

1億円という撤去解体費の御説明は委員会の中でいただきました。ただし、今後、しっかりと調査をする中で費用がかかることであれば、調査費というようなことでまた計上してこれらるのであると思いますが、当日の委員会の中では、調査費等が幾らかかるというようなお話し合いは委員の皆さんからもその文言に対する御質問、また執行部からの御説明もございませんでした。あくまでも1億円の解体撤去費に係る予算の内容でございましたので、そのようなことはございませんでした。繰り返しますが、あくまでも事前に、解体をする前に地元住民としっかりと対話をする機会、また御意見、御要望を聞く機会をつくった中で慎重に進めてほしいというようなことは意見がございましたので、そのことを御報告させていただきまして、御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） 本当に明快なお答えをちょうだいしましたので、くれぐれも地元住民の方々に常に御説明をなさって進めていっていただきたいと思います。いつも説明不足なもので、いろんな誤解が生まれるみたいですので、くれぐれもその点をまた委員長の方からもいろいろ御注意なさっていただいて、地元の住民の方との間に摩擦が発生しないようによろしく願いまして、私の質問は終わらせてもらいます。

議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 3番 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

委員長に数点御質問申し上げたいと思います。

まず、清流会への補助金の計上についてであります。委員長報告の中では、1点から5点、つまり「牛牧第1保育所の整備について、現在調査中であり、整備計画はまだ固まっていない。その時点で、同じ地域に民間の参入という点では問題があるのではないかと。2点目、瑞穂市の保育方針は公設公営と明言している。今後、この方針を継続するのか。また、民営化の方向に転換するのも決まっていない。この時点で清流会に補助金を交付するのはいかがなものか。

3.清流会の保育所が設置される地番、地権者も決まっていない。その段階で補助金の予算計上を審査することはいかがなものか。4.6月17日に清流会より事業計画が提出され、文教協議会には8月24日に報告されて、協議をした。9月議会での審議、採決をするにはいかにも審議期間が短く、議論が保障されていないのではないかと。5.保育所の基本方針を議論する審議会を設置して、今後の瑞穂市の整備計画等の方針を確立する中で結論を出していくということが必要であるのではないかとこの意見がありました」ということが報告されましたけれども、これは、12日の文教常任委員会で全会一致で確認をして、総務に送った内容であります。

それで問題は、この5点についての意見がありましたと。意見がありましたとは書いてあるんだけど、じゃあ、その意見について、総務常任委員会は各1点ごとにどういう議論をやったのかどうか。そのことを委員長から御報告をお願いしたい。まず1点。

それから、20ページ下段であります、市の受け入れ体制は話し合われたのかとの質疑では、「まずは計画書が出てこないことには審査もできない。前年度にも、おひさま保育園で同様の安心こども基金を活用して、規模は違うが事業を実施したように、市の補助金交付要綱がある」。その後です。「また、児童福祉法には、保育の実施への需要が増大している市町村は、公有財産の貸し付け、その他の必要な措置を積極的に講ずることにより、社会福祉法人、その他の多様な事業者の能力を活用した保育所の設置、または運営を促進し、保育の実施に係る供給を効率的かつ計画的に増大させるものとする」とあるとの答弁がありました」。執行部の「との答弁がありました」。これも先ほど申し上げました。その答弁に対して、チェック機関である議会はどう討論をしたのか、そこが大事なんです。そこが何もなかったら、議会はチェック機関としての能力を放棄して、執行部の事後追認機関であるというふうになってしまうわけですね。

ですから、先ほどの問題といい、この問題といい、やはり委員会の委員長は、文教から送られたものについてはしっかり皆さんで議論をしていただき、その結果について、全員に報告をしていただくという、そういう職務を持っている。もちろん自分でそれぞれがそれぞれの能力の中で判断をお互いにするわけですが、取捨選択をするわけですが、でき得る限り、具体的事実即ち情報は発信をする。それをどう受けとめるかはそれぞれの主観で判断をすることになるから、その主観と主観で議論をしながら、結果的にはその段階における最大公約数的なものが出てくるだろうと思うんですね。つまりそのプロセス、議論のプロセスというものを非常に大事にさせていただかなきゃいけないわけです。ですから、今の「また」以降の話からすると、これをきょう初めていただいて、ぱっと目を通せば、「公有財産の貸し付け、その他の必要な云々」といって、一番最初の言葉が「公有財産の貸し付け、その他の云々」で続くわけです。そうすると、我々、これを読めば、すぐに公有財産の貸し付け、どうなっているんやということをその委員会の中で聞きたくなっちゃうわけです。だから、現実に、きょう地元からいただいた情報の中でも、要するに清流会から3名の方が名刺を置いていかれているというふうなことも聞きましたけれども、名刺自体をまた確認しなきゃいけない、そういう話を聞きました。だから、そういうふうなことであればあるほど、この公有財産の貸し付けということが、特に牛牧地区は、森議員はまだ議員歴が浅いですが、我々、二十何年前に道三めんの土地取引を経験しているわけですよ。本当に瑞穂市事態を震撼とさせた、国会はあるか、助役、収入役までみんな逮捕されて、引っ張られた事件ですよ。そして、町長がやめたという事件です。

あのときにやった手法というのはどういうことかということ、町に売れば税金がかからないということで、実際は業者が買うんだけれども、町に寄附という形で嘱託登記をすることによって、地権者の方たちは町に売った。登記は寄附だったんですね。それを私は地権者のところを歩いて、全部登記と照合しながら、それが真実であるかどうかということを実体的に調査をしたんです。そうすると、今のようなことが起こって、この議会で発言をしまして、それを朝日新聞の記者が発信することによって県警も動いて、国会でも問題になって、大事件になったわけですが、そういうことが今までにもあるから、多分ないと思いますよ。今回はないと思いますが、そういう経験を、同じこの議場に立っている僕自身が経験をしていますので、まさかそのときもそんなことが起こるわけがないと思った。みんな、わけがないと思った。みんな、わけがないと思う常識で持っていたわけですから、だから、多分ないとは思いますが、こういうことを執行部が答弁すると、一番最初に公有財産の貸し付けとかとなってくると、市が買って、それを貸すのかとか、いわゆる我々はチェック役ですから。チェックをするわけですから、なげりゃあないで、それでいいんです。ただ、議会としての本来の役割であるチェック機能を十分果たす。それを委員長がきちっと指示をする。そういう審議をしていく、運営をするということが大事であろうかと思うんですけれども、それが2点目ですね。

3点目は、「市長は民営化はしないと言っているが、どうなのかとの質疑では、公設公営で行う。民営化をするとは言っていない。そして、民間の参入を認めないとは一切言っていない。これは市民の選択肢がふえることでもあるとの答弁がありました」という報告をされているんだけれども、我々が8月の文教、さらには9月議会で見せていただいたのは、要するに6月17日の保育園等施設整備事業計画書、これ清流会の理事長から出ている文書ですね。その文書が出ている。その文書を普通に、予断もなくして見せていただきました。そうすると、「牛牧第1保育所の老朽化により保育所整備を進められているとの計画をお聞きし」、ちょっと中略しますけれども、文書をそれをつなぎますと、「ぜひ今回の計画に民間の参入を御検討していただきたく、申請いたします」と、こういう文書になっている。

これを普通の日本語で、10人のうち7人が読めば、どう受けとめるか。公設公営と片一方で一生懸命言っているんだけれども、もちろん市長がそれを言ってきているから、それを信用したい。ところが、一方で、こういう申請書が出ている。この申請書は、今、読んで字のごとく、牛牧第1保育所の老朽化により保育所整備が進められているとの計画があると。ぜひ今回の計画、どの計画ですか。牛牧第1保育所の老朽化による、要するに整備の計画ですよ。一体的にしか読めないじゃないですか、日本語で。これを自然に読んで、分離して、頭で考えられるような構造になりますか。回路がそうなりますか。日本語として読めば、そうとしか受けとめられない。

それを、さらに資料として、事業費の比較、試算で我々いただいた。それを見ると、別府保

育所と社会福祉法人清流会（案）、（仮）瑞穂市公立保育所ということで、定員200人で同じです。清流会と瑞穂市の仮の公立保育所と。敷地面積も3,960平米で一緒です。延べ床面積も2,301.86平米で一緒です。用地費、これも一緒です、1億2,394万4,400円。設計監理費2,493万7,500円、これも一緒です。建築工事費4億9,959万円、これも一緒です。備品購入費2,790万、これも一緒です。事業費合計は当然一緒になります。6億7,637万1,900円、一緒なんですね。

そこで違ってくるのは、国・県の補助金が、片一方は2億925万1,000円出ますよ。事業者負担は2億6,205万1,900円ですよ。瑞穂市の負担は2億506万9,000円ですよ。それぞれの負担がこうありますよと内訳を書いて、結果的には、瑞穂市だけでやると、それが丸々6億七千幾らかかるんですよということになって、そういう資料になるんですね。

そうしたら、その資料を読んだ人はどう受けとめるか。その資料をぱっと私らもらった。もらって、それを見ると、どう受けとめるかということ、清流会の申請書が前提に、一番最初の上に乗っているから、その中身でこれを見てくると、頭は自然と、公設公営と言っているんだけど、実際はこうやって経費は民間でやった方が安くなるから、これでやるんじゃないかというふうに受け取れちゃう。そういう可能性を持っているんですね、この文書の書き方と資料の提出の仕方は。そうでなかったら、その文書の書き方、あるいは資料の提出の仕方について、もっと慎重に書くべきであったし、市の方も指導すべきであった。余計な誤解を招くような内容にこれはなっている。だから、我々議会としては、何もここだけじゃないですよ。清流会がどうのこうのだけじゃなくて、どの団体であっても、どの補助金団体であっても、同じ立場から、同じ観点から、私はやっぱり問題にせざるを得ない。それが議会としての役割と責任であります。

ですから、冒頭申し上げましたように、今のような算定について、委員会の中でどういう討論があったのか。あったけれども、書いてないのか、実際やらなかったのか、そのことについて、答弁をいただきたい。

議長（星川睦枝君） 総務常任委員長 森治久君。

総務常任委員長（森 治久君） 西岡議員さんの三つの御質問に一つずつお答えをさせていただきます。

まず初めの、文教常任委員会の協議会において、議長を通じて、私ども総務常任委員会の方へ出された意見五つでございます。こちらにおいては、私ども総務常任委員会の中で、委員長である私が皆様方に、文教から来ました五つの意見を踏まえた中で、議論、また質問、意見を申し上げていく手法をとらせていただきました。そのようなことでございますので、一つ一つをとって、御意見、また御質問をいただいておりますので、それを答弁とさせていただきます。

また、二つ目の、児童福祉法には保育所の保育の実施への需要等々の文言ですね。こちらにおいては差し支えないと思いますので申し上げますが、林次長の方から、熊谷議員より御質問があった中で御答弁として、児童福祉法とはこういうような目的意識を持つ中でお話がございました。これに関しても次長よりお話はございましたが、委員の皆さんからこれに対する質問事項等、また意見等もございませんでした。

また、三つ目の、清流みずほさんからの事業計画書、皆さんに配付されている中の内容等の文言ですね。こちらにおいての御質問等においても、また先ほど西岡さんからは文書の書き方一つにおいてもしっかりと書くことが大切である。また誤解を招くおそれのあるような書き方はというようなことがございましたが、そのような意見も含めて、委員の皆さんからは出ませんでした。

そのようなことで御答弁とさせていただきます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 今の委員長の答弁の中で、そういう意見は委員の中から出なかったということであります。いずれにいたしましても、私は、議会の本来の役割というのは、執行部をチェックする。イエスマンではない、口ききをして走り回る、それだけが仕事ではないということは皆さん御存じのはずでありますから、その本来の職分を發揮すべく、やはりお互いに研さんをしていかなきゃいかんというふうに思っております。

それで、もう一回聞きますけれども、林次長の方から先ほどの児童福祉法の話がされましたけれども、公有財産の貸し付けにさっきこだわって話をしていますけれども、そういうことの中身については答弁はなかったんでしょうか。林次長は一体何のためにその答弁をこのところでやったのか。その目的は、具体的に今の公有財産の貸し付け云々等々と関連をして、何も言っていないのかどうか。何のために答弁をしたのか。

議長（星川睦枝君） 総務常任委員長 森治久君。

総務常任委員長（森 治久君） 先ほどの御答弁でも申し上げたとおり、それに関しての次長からの御説明はございましたが、それに対して一切委員の皆さんから再質問、また御意見等はございませんでしたので、私ども委員会の中ではそれ以降のお話し合い、また意見のやりとりはございませんでしたので、よろしく御理解いただきたいと思います。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 多分つかんでなければいけないで、またいいんですけれども、文教常任委員会の中で教育長は、市が清流会と一緒に自治会長に行ったときに、私は教育長に尋ねた。何を尋ねたかということ、市は市で公設公営の保育園をつくりますよと。市長もそれ、答弁されてい

ますよね、この間。牛牧第1保育所については、場所を移さずにあそこでつくるということとはっきり答弁をされた。そういう状況が教育委員会との間で意思統一をされておるとするのではあれば、教育長は、うちもこうやってつくりますよということを話したんですかと言ったら、話題にならなかったと、こういう話をされた。けれども、民間の保育園にしてみても、市にとってみても、公立保育所をつくるということは、あるいはまた民間保育所と競合するということは、民間にとっても経営上大変戦略的に研究をしなきゃならん課題でもあろうかと思うんですね。そういうことについて、一緒に市は行ったにもかかわらず、市がつくるということについては一切話題にしなかったなんていうようなことを言うから、それを聞いた我々は、どういうことを言うんやと。そんな不自然なことはないやろうとって、だんだんだんだん物の道理というものにクエスチョンがつくところがふえてくるんです。だから、ちゃんと整合性のあるようなものとして、執行部は意思統一をしながら議会に対して答弁をしていく必要があるわけでありませぬ。

今は委員長に対する質問ですから、そういうことなただけけれども、そこら辺のところの意思統一の、つまり教育委員会と市当局との意思統一のずれみたいなものは答弁の中でなかったですか。ちゃんと整合性がとれた答弁をされていますか。文教では教育長はそう言っておるんですけど。

議長（星川睦枝君） 総務常任委員長 森治久君。

総務常任委員長（森 治久君） 西岡議員の御質問にお答えをさせていただきますが、私、文教常任委員会の協議会の方も傍聴させていただいておりますので、どのようなやりとりの文言があったのか、やりとりがわかっておりませぬ。今回、議長を通じて、総務常任委員会の方へ着きました意見の内容については、その言葉の内容から理解をしておりますのでお答えできますが、総務常任委員会の中で市長と、また教育長の発言の中で違和感、また整合性のないような部分があったということは私自身は認識しておりませぬし、委員の皆さんからもそのような追及もございませぬでしたので、御報告をさせていただいて、答弁とさせていただきます。以上でございます。

議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませぬか。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めませぬ。

これで質疑を終わります。

〔発言する者あり〕

議長（星川睦枝君） 議事の都合により、しばらく休憩します。

午後は14時から再開します。

休憩 午後0時44分

議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第1 発議第3号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（星川睦枝君） 本案に対しては、若園五郎君ほか1名から、お手元に配付しました修正の動議が提出されています。

したがって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

18番 若園五郎君。

18番（若園五郎君） ただいま議長より、議案第59号平成23年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）に対する修正動議を先ほど提出しましたので、お手元に配付されている資料をご覧ください。

お手元の資料のとおり、提案者 若園五郎、発議者 小寺徹議員。

議案第59号平成23年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）に対する修正動議。

動議の法的内容は、地方自治法第115条の2及び瑞穂市議会会議規則第16条の規定により提出いたしました。

今回の修正動議の内容でございますけれども、公園の一部と、清流会の保育所についての予算について減額修正ということで提出し、予算執行できないということでございます。

清流会の保育所の予算経過については、先ほど来、熊谷議員、そして西岡議員からる御質問がございました。私、今回提出した中で、文教常任委員会でございますけれども、この一連の資料を見せていただいたのは、8月24日の文教協議会、そして本定例会の9月3日の議案でございました。先ほど来、る熊谷議員から、5月20日から清流会の園長さんを初めとする執行部との経緯について御説明がございましたので、あえて私はこの内容については省略をさせていただきます。

今回、清流会の保育所については、皆さん御存じのとおり、私立保育園の民営化の市の導入でございます。皆さんも御承知のとおり、瑞穂市においては、現在、公立で9園の保育園がございます。その中で、本田第2保育所は現在70名、また牛牧第1保育所においては今81名、それ以外の施設においては、現在115名、あるいは218名、公立で1,159名の園児を行政としてお預かりして、今、運営しているところでございます。実際には私立幼稚園奨励費補助を378人出してみえるということは、その分、他の私立幼稚園の方に通ってみえるということでございます。

今回の文教常任委員会協議会が9月14日に開催され、私も文教常任委員でございます。委員は、皆さんも御存じのとおり、私と小寺議員、西岡議員、委員長として庄田議員でございます。そうした中で、この予算はすべて総務常任委員会の方へ付託、行われているんですけれども、

いろいろ経緯について御報告があったところでございます。内容については省略したいと思います。

安心子ども基金は平成21年4月1日に国から出されまして、その改正が8回あります。それが23年6月23日ということで、安心子ども基金においては、99ページに補助金の要綱、内容が書いてあります。その中で、大きな事業は7事業あって、補助項目は28事業でございます。ということで、私立幼稚園の位置づけと、そして、それ以外の安心子ども基金は予算に計上しておるところでございます。

そうした中で、文教常任委員会で提出された6月18日の清流さんのこの資料を私見たときに、今回の補正予算、西岡さんと重複するかもわかりませんが、国庫補助金、県負担金、この数字がびたりでございます。それはこの資料の1枚目をめくってもらいますと、そこに国のトンネルの県支出金ですけれども、実際には2億925万1,000円という金額がこの明細書とびたりでございます。補正予算のこのページの金額と、4月17日に清流さんが出された国庫補助の金額がびたりでございます。

私が何を言いたいかという、議会がもっと早く、この5月からきょう現在にかかわることについて、清流さんの方へ、市長を初め、伊藤企画部長、教育次長、執行部が事前にすべて段取りをし、最終的な結果が、くどいようですが、8月24日に手元に入り、今回の定例会、2回だけです。実際には、この補助金制度があるということを細かく議員が把握し、私たちが予算を議決できるような、お互いに提案するんだから、議員さん、こういうことやということをはかるようにしてほしかったということが経緯でございます。そういう中で、今回のこの議案に対する中身は、議員も非常に唐突過ぎるということで理解不足でございます。

この提案をするに当たり、私は、議案関係とか全然ない白紙の状態のこの予算ですけれども、みんなが見た中で、非常に透明性が、先ほど来いろいろと皆さんから報告があったとおりでございます。そういうことを細かく、執行部が具体的に数字なり、早く教えてほしいと思います。今回の補正予算の安心子ども基金は平成23年、そして24年の時限立法の予算計上でございます。まだまだ市としてもいろいろと対応はできると思いますが、今の状態ではとてもじゃないけれども、この金額に対しての賛成はできません。

また、この中に公園がございます。それは、この資料の33ページ、公有財産購入費、土地建物等購入費1億8,250万がありますが、一部減額修正するということで7,600万。この祖父江伯母塚公園の予算計上については昨年の9月にも出ました。そして12月も出ました。また、今回も出てきました。それは市長の提案権でいいんですけれども、12月の定例会のこの伯母塚の予算の提出は、2,000平米、金額は6,100万。今回出てきた数字は2,500平米の7,600万。この差額が1,500万。先ほども休憩時間に福富都市整備部長に確認したんですけれども、現在のこの所有者は祖父江伯母塚中141番地の1、地目、田、987平米。そして枝番として142番地の1、987

平米、山田隆博さんという方の所有ということの提案ということです。

先ほど言いましたように、987平米を2倍しても1,974平米なのに、今回の都市整備部長の方からあった資料によると2,500平米。その土地は980平米の短冊の田んぼです。これを単純に差し引いたのは、お隣さんのやつを分筆して買わなあかんことになります。到底地権者はそんなことはしません。あくまでも短冊で買います。

私が言いたいのは、いかにも数字が2,500平米というのは、この間も一般質問で各議員が言われましたが、平成21年2月の瑞穂市の公園緑地計画の中の2,500平米という数字をここへ合わせておるだけで、買いに行くときには単価上乘せというのは全然整合性がとれていません。そういうことも今回の私の指摘するところでございます。

また、現在、議会の基本条例の作成中でございますが、議員必携にも書いてございますように、議会は執行部の行政の運営を適正、適法、公平、効率的に民主的にやっているかということ、議会はチェックしなきゃなりません。それは先ほど来、西岡議員が言われております。住民の立場に立って監視するのが議会でございます。

また、皆さん御存じのとおり、議員は全体の奉仕者であり、全体の立場に立って、一般的な意思判断が必要と。2として、具体的な施策の最終決定と、行財政運営の比較と監視を完全に達成できるよう、議会の一員として懸命に努力することが議員の職責ということ等、そういうことが議員必携に書いてございます。

皆さんも御存じのとおり、伯母塚、山田隆博さんの土地については、市長の1期目に出られた、ここにも幹事長 山田隆義さんと書いてございます。隆義さんと今回の隆博さんの関係は長男、一親等。この予算説明のときにも、副市長が、議会であろうが、職員であろうが、市が欲しいものは別に関係ないと言われました。しかし、こんなこと、市民の方に聞いたら、どう思うでしょうか。それはみんな納得せんと思いますね。

今回の整備計画はこういうふうに、この地域は丸印。ここで欲しい、ここで欲しい、ここで欲しいというような地域の図面ができておるんです。今の市長の提案は、特定して買いに行っています。むしろこの地域であれば、伯母塚周辺で買いたいんだけど、こういうような構想がある、こうだということをまず提案してからやらなければなりません。その点、本当に疑惑というよりも、不信を買うのが皆さんだと思います。

そうした中で、今回の修正動議をかけたのは、1億8,200万のうちの7,600万の修正をかけた。

あともう一つは、清流会の予算ですね。まだ時限立法でございますので、いろいろあるんですけども、先ほど来から言われているこの金額を到底この議案のとおり可決するということは私はできません。その部分を除きました。

そうした中で、今回の予算4億9,032万円については当初予算より減額するというところで

ざいます。

僕はやっぱりみんなの税金で、みんなでやる中で、もっと早く議会の方にもしっかり連絡してもらおう。幾らでも協議会はできます。全協を開いてもらって、そういうことが一番大事なんです。市長の言われるように、透明性ということは、透明どころか、執行部と県とやっているばかりで、全然議会とのそういう交通整理ができておりません。

そういうことも含めて、今回このような形で提出させてもらいました。後からこの議案第59号の一般会計補正予算に関する附帯決議が出ます。そのときはまた具体的に説明しますが、実際に建物、土地、そして生津でも建物、土地、牛牧団地の北側、これは副市長のいつも勤務されておるところですけれども、ここも買ってにおいて、土地をならして、今、造成してある。業者がやっておりますけれども、これも坪単価26万7,000円。この時代で地価を評価して、普通、当家が家を壊し、土地を更地にして、その状態で市が買うならわかるんですけど、この坪26万7,000円は市民は納得しません、絶対。

ましてや副市長の玄関から出て、いつも使われるあの周辺は確かに、私も行くんですけども、買うということは理解していますけれども、いかにも唐突過ぎて、単価が全然話になっていません。

その中で、附帯決議は鑑定評価をし、そして議会と十分協議し、執行してくださいというような案が出てくると思います。

生津でもそうでございます。生津の土地についても、今まで公園で出まして、水防避難、今回はこの予算のまた別のところの項目を使って、公共用地取得の項目で、市の一貫した考えがないです。いろんなことを絡めて予算を組んでいるので、非常に議員もつらい立場で、地元のこともございますので、そういうことを含めてもう少し議論しながら、やっぱり納得する議案を出してもらわないと、到底市民も納得せんと思います。

最後になりますが、まとめとして、公園整備については議会軽視の予算である。そして2として、山田議員の一親等である長男の土地で、道義的な問題がある。

そうした中で、今回の4月24日の統一選挙で幹事長でありながら、そういう方の土地がまたも上がってくると。この状態では、市民が公正、倫理性及び透明性を求めている中で、到底理解することはできません。

あともう一つ、清流会の修正のことでございますけれども、先ほど来、くどいようですが、この資料を見たのは8月24日の文教協議会である。もうその時点で、7月14日の時点で県の方に申請を出し、数字が整合性ができておるということでございます。審議期間が補償されていない。

また、現在土地取得の、この清流会さんのこの土地は、事業計画によると、具体的な数字が出ております、3,960平米。完全に議会として見れば、場所も指定して、面積も出て、明確に

なっております。執行部に聞いても、どこだと聞いても、この辺だと言うだけで、それではとてもじゃないけれども議会としては承認できません。普通事業をやるときには、相手の土地を仮契約して、議会が通ったら取得しますよ。執行部は、議会さん、悪いけれども、今、仮契約していますけど、執行部案としてこうなんですけど、利便性を考えた場合、何とかお願いしますと言うんならいいんですけど、議会が決めたあかんことが、失礼ですが清流会さんの方が先に情報を把握してやってみえるんです。とてもじゃないけれどもこんな予算が市を通過し、買っていくことは到底私は認めることはできません。

そういうことで、公園の減額と、清流会の補助金については、もう少し議論しながらやっていくのが私は本意だと思います。

これで説明は最後になりますが、くどいようですが、もっと執行部が、副市長は市長の補佐役なんだから、みんなの信頼できる運営をしてもらわないと、私個人としては困ります。くどいようですが、前の豊田副市長、任期は12月まででした。やめられたんです。やめられた理由は言いませんけど、その理由も、副市長、なぜそうなったかということも自己反省してもらって、やってもらわないと困ります。私たちは、副市長を決めるときに市長提案を否決してきました。何回も副市長を否決できないということで、今回、副市長を黙って賛成したんです。そういう議会の気持ちもしっかり受けとめてやってもらわないと困ります。

他の市町は、原案を出されればすべて可決です。そういう意味からいって、私も瑞穂市の一住民ですけど、納得できません。みんなのまちがよくなることをみんなも考えていますけれども、そういうことでございます。

以上をもって、長くなりましたが、提案理由とさせていただきます。

議長（星川睦枝君） これで提出者の説明を終わります。

これから修正案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 14番 山田隆義君。

14番（山田隆義君） 14番 山田でございます。

行政と議会は、二元代表制の中で五分の力関係があるということは皆さん御存じだと思うんです。しかし、提出の行政の手順は、自分に十二分に気に入らない。だから、幾らいい行政をなされても異論を唱える。さりとて、行政の通過の中である議員は何でもイエスであると。両方あかんのですよ、これは。反対のための反対もいかんし、賛成のための賛成もいかんです。

その中で、私が申し上げたいことは、堀市長誕生の幹事長をしたんだ。幹事長をした息子の土地が公園に提供された。何の関係があるんですか。私に関係あるとするならば、不信感を買うとするならば、公園として適地でない公園を提供する。かつまた、不当な値で買いなさいと

ということであれば、これは市民が許しませんし、私はそんな性格ではございません。私は、市民の唯一の代弁者だと思っております。

ごらんのように伯母塚地区は、当初、東伯母塚がございまして、問屋町の縫製団地として誘致を旧穂積町時代に松野友さんがなされた。私も岐阜に繊維の卸をやっておりましたので、私もあそこに親の土地がありましたけれども、提供しました。だから、幹線道路から東は縫製団地なんです。

余剰地の30坪ぐらいの中川堤に公園があるんです。これが公園と言うのでしょうか。30坪ですよ。30軒か40軒あれば公園らしいけれども、今現在、幹線道路は中川堤までに数えてみなさい。個人の土地だけでも140軒あるんですよ。アパートを入れますと230軒。伯母塚中は、御案内のように私の息子の土地でありましたので、何回も疑惑、疑惑、疑惑といって、土地の立地条件を含めて見に行かれました。どうぞ行ってくださいと。悪いことは一点の曇りもありませんから、見に行ってくださいと。あの近辺にも120軒ぐらい建っております。新堀から第二保育所、増築してくれました。あの近辺にも民間だけでも100軒あります。100軒ちょっとあると思います。アパートを入れますと750軒ほどあると思いますが、住んでおられるのは若い人なんです。若い人ということは、どういうことかといいますと、小さい子供さんが多いんです。小さい子供さんが多いがゆえに、その象徴が牛牧第2保育所ではとても足らんと。共稼ぎの時代でありますので、よって、未満児の保育の申し込みが非常に多いんです。だから、倍近くの収容能力がある保育所にしていただきまして、非常に地域の方も喜んでおられますが、まだ待機組があるんですよ。

さて、公園は、そういう人口がふえている中で、子供の遊び場がないんです。だから、国においても、市長のマニフェストにおいても公園の整備とうたってあるんですよ。公園イコール、東日本の大震災のように、万が一のときに避難する場所がない。こういうことであってはいけませんので、避難所を含めて、一番いい、公園と併用して使える、立地条件のいい場所を提供して、立地条件においても、単価においても、鑑定評価の結果の値段で何一つ言っていませんよ。

この中の、名前は言いませんが、ある議員さんは、あの値段、執行部が言う金額は安いんじゃないかと。どえらい安いんじゃないかと。よう売れたのうと言われた議員さんが見えるんですよ、この中で。茶々を入れておるか、本当かわかりませんが、隣の地権者が、いやあ、私も売りたいと言っていると。そんなら、そこを優先的に買っていただいたらどうですか、はっきり言って。買っていただければ、譲ってもいいですよ。山田議員の息子や。立地条件の悪いところを提供するならやけど、一番いいところじゃないですか。公園としては一番立地条件がいいんや。人口がふえておると真ん中、そして牛牧第2保育所は、人口がふえておる。子供が非常に多い。皆さんが協力して増築されたんですよ。それでも、まだ待機があるんですよ。そうい

う地理的条件の中で一番いいところを提供して、感謝をしていただいてもいいけれども、何をもって、山田議員や、山田議員。私、山田議員ですよ。何をもって疑惑、疑惑、疑惑と。根拠をもって言ってください。

周辺の人が、あの山田議員の近くやと。関連しておるとさいが、いいこと言わへん。いいこと言わない市民の方は来てください、私の方へ。私は、感謝していただいてもいいけど、疑惑を受ける必要はないんです。

私の隣の人で売ってもいいという方が見えるんだったら、予算を通過させていただいて、その土地を買ってもらってください。そこを買ってもらってください。それだけ言いますから。私の土地は売りません。いいですか。

私は、先祖が苦勞して働いて、貧乏の中で苦勞して一坪一坪ためた土地、売りたくありませんよ。売ったら、先祖が泣いておるわ。しかし、瑞穂市のために、瑞穂市の伯母塚地区は非常に人口がふえてきておるので、皆さんが喜んでいただく公園であれば、よかろうと。泣かれえへんやろう、怒らせえへんやろうと思う気持ちと、複雑な気持ちなんです。しかし、私の子供の所有している土地の隣の人が市へ売りたいと言ってござるという話なんだで、その人を買ってもらってください。

どういう意味で、今、提出者の若園議員が言われたのか。これだけ本会議場で、議事録に残る中で声高々に言われるということは、よほどの疑念のある裏があるはずなんですから、言ってくださいということが一つ。

それから、清流会。旧巢南町にはございますが、清流会の保育園が上牛牧地内に進出されるということで、これはありがたいことなんです。なぜかといいますと、市長は公設公営と言っておられますけれども、公設公営ということは、サービスも非常にいいかと思うとさいが、公務員であるがために守られておるということで、職員の発奮がないんです。それは具体的に何を物語っているかといいますと、私は、5人の子供の中で上から2番目の子供が知的障害を持っています。だから、山県市伊自良村の伊自良苑へ世話になっておるんです。開園してから28年たちますけれども、知的障がい者の施設から更生施設から、老人ホームから、ケアホームから、喫茶店から、保育園、岐阜市の保育園、民間払い下げで二つやっております。岐阜市の保育園は、御案内のように瑞穂市より財政が苦しいんです。だから、市の保育園が民営化されておるんです。順番に民営化されて、伊自良苑、同朋会が鏡島保育園を運営しております。それから、岐阜市華陽保育園を払い下げされまして、我々同朋会が運営しておる。岐阜市の運営しておった市立が民営化されて、鏡島保育園と華陽保育園を運営しております。

初め、公設公営でやっておった岐阜市がみんな持っておったけれども、民間やとサービスが悪いとか、営利主義が働いてサービスが悪いんじゃないかと、そういう疑念があったようです。しかし、今は大変喜んでおられます。朝7時から夜8時までやっておるんですよ。だから、民

営化というものは決してサービスが悪くなることはありません。大いに民営の人にも信じていただいて、公設公営もやって、切磋琢磨して経営していただくことが公務員の職員の発奮にもなるし、それから、お使いなさる市民の声にこたえることなんです。民営化が何で悪いんですか。公設公営が絶対よければ別ですよ。私のところは立証しておるんです。鏡島保育園と華陽保育園の御父兄の方とか近所の人に聞いてきてください。市立、市営と、今、民間経営してござるが、どっちがいいと言わせると、大体喜んでござれるわ。そりゃあ、サービスがいいよと。朝早うから共稼ぎで行かんならん人の子供を7時に先生がお迎えして、面倒見ておられるし、正社員でも夜8時まで、最終8時まで面倒を見ているから、みんな喜んでみえるんです。それだけサービスをしなければ会社の経営ができないんですよ。園が経営できないです。

公設公営だと、みんな財源が担保されているから、守られているから、公設公営がいいと思ったら大間違いですよ。だから、いろいろ考えてみて、清流会の計画がきちっと伝達されて、説明が悪いとか、遅いとか、どうのこうのと言うということが間違っておるわけですよ。だから、そういうことにおいて、副議長たる立場の人が、議長を補佐する立場の人が議案に対して修正動議を突発的に出されたということについては、私は見識が足らんと思うんですよ。

副議長は、議会を円滑にするナンバーツーなんですよ。この中をずうっと見てみますと、五分五分なんですよ、私の推察するところによると。五分五分のことを、副議長たる重い立場の人が片方へ寄るといふことはどういうことなんですか。

それが一つと、清流会の提案する保育園の進出に対して、何が気に入らんのか。急に出したから、手順が嫌やとか、それはこそくじゃありませんか。確かにもっと早く手順を踏んで、議会で精査せないかんけれども、いいことをなされたら、基金の活用の時間が迫っておるから、できたらお願いしたいと言っておられることに、説明する時間があまりなかったもんだから、それは不穏当の部分がありますよ。だけど、瑞穂市の保育園が期待の要請に追従されるということは非常にいいことだと思うんですよ。それに対して、どういう意味で出されたのか。

一つ、公園の問題、それから清流会の誘致、進出に対して、先ほどここでいろいろ提案説明されました。それから、議長、副議長は中立公平でなくちゃいかに、真向かいから反対をする。議会を円滑にしなきゃならない副議長が混乱をさせる要素にもなる提出者になるという立場に対して、三つの質問に対してお答えください。以上です。

〔発言する者あり〕

議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

18番（若園五朗君） ただいま山田議員から質問がございましたので、回答したいと思います。

議員必携にも書いてございますように、副議長の権限は、議長に事故があるとき、または議長が欠けたときに副議長がその職務に当たるといふことが、自治法第106条に書いてあります。

今回の一般質問でもそうですが、執行部が出してきた議案に対して、どう審議するかというのは、ただいま副議長という職責がありますけれども、執行部の議案に対して、すべて賛成するということはどこにも書いてありません。皆さんも御存じのとおり、私は、今度提出者じゃなくても、私は採決権を一応持っておるんです。副議長は賛成もできる、反対もできる、そういう行為ができるんです。原案に対して、副議長は修正案を出すなということは書いてございません。

そして、土地の問題ですけれども、公有財産の土地については、先ほど私の土地を外して、こっちを買えという話なんて、議案を出すときに、場所と箇所づけとこういうふうと具体的にされておることに対して、そういうことも含めて、今度採決に入ったわけでございます。今回、公有財産購入になれば、1,500万円の税の控除、収用であれば5,000万の控除があるわけです、公がかかわるから、皆さん御存じのとおり。そういうことを絡めて、本当に公平性に欠けてへんかと。

また、先ほど来、皆さんが言ってみえるように、市長には臨時議会を開いて、提案権もある。12月の定例会もある。この予算を通過させ、来年の3月に建てるんじゃないんです。24年3月中に土地も買い、建物も建てて、延長されて実行する予算です。そのために、今回の補正予算には明許繰り越しということで、今年度中は期間が短いから、この予算を24年度も使ってもいいよというような予算の内訳になっておるわけです。ですから、このとめるというのはよく考えてください。このやつをやってもいいという、今、原案に賛成の方。私は、この内容がまだ十分議会に反映しておらん。協議しておらん。清流会さんと執行部が県の方へ申請書を出して、予算を組んで、その数字がぴたりと合っていること自体が議会の執行部の監視になっていない。二元制を果たしていない。そのことを言うわけで、清流会が反対じゃないんです。この予算を修正することによって、もう一度まないと上へのって、建ててもいい、やってもいい、これが悪いということが、延ばすことによって、もう一回十分議論できるんです。反対だから、清流会をつくらんということじゃなくて、今回の予算についてはみんな理解しておらへん。理解しておる人は理解しておるでいいんやけど、もうちょっと時間を置きましょうと。この予算は、ちょっと今回はだめですよという意味の修正であって、きょうで最終日になると思いますが、市長はあした告示して、1週間以内に臨時議会もできるわけです。そういうことを含めて、よく内容の御理解をお願いします。

また、今回の瑞穂市政治倫理条例第3条第2項によると、市長及び議員は、市採用、職員の昇格、あるいは工事等の請負契約については紹介等をしてはならないという倫理規定が、瑞穂市の中にも皆さん御存じのとおりあるわけです。その政治倫理規定に反する事実があると疑惑を持たれるときは、みずから自分の気持ち、態度をはっきりし、疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならないというような政治倫理規定がございます。そう思

われるということだから、昨年の9月から同じ案件が提案されても、議員がみんな、それはだめだよということでみんな修正かけて、公共施設整備基金に積んだじゃないですか。昨年の9月定例会、12月定例会、今回の9月、先ほどと同じような内容になりますが、単価と面積が違って、1,500万円も上乘せしておる。理屈が合わんじゃないですか。

8月26日に議案が配付された。文教委員会があった日に副市長に僕電話したんです。公園がここにあるんやけれども、市長は早く議案を出せと言っておるけれども、箇所づけを教えてと。いや、2,500平米が2カ所と。明細を早くその時点でちゃんと教えてくれなきゃだめですよ。そのことも含めて、議案を出されたって、どこの箇所づけやということがもっともっと後の方からその箇所づけが見えてくるんです。あくまでもそういう箇所づけの中で今回は議案として上がっておるんです。

先ほど言われたように、わっちの土地は買わんでもいい。隣を買ってくれと、そんな議案の内容じゃないです。あくまでも箇所づけをして、面積も出して、単価も出して、金額も出して来ておる予算でございます。

そうした中で、私は副議長として、採決権もあり、法的にも一般質問できる中で、自治法でも議長の補佐役ということでございますので、議長が欠けたときには副議長ということで、別に予算についての課題とか、そういうことはすべて一議員としての権利が認められておることでございます。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（星川睦枝君） 山田隆義君。

14番（山田隆義君） 正式には一般質問と違いますので、だから、演壇のところでお尋ねするのが本意やと思っておりますが、ここでやってもいいということでありますので、やります。

提案者に申し上げますが、二元代表制の中で、いわゆるチェック機能を果たす側の議会の議長と副議長は、条例には弾力的な言葉が書いてございますけれども、道義的には中立であるべきやと思うんです。議長がいないときには、副議長は補佐役ということが主たる役職でありますけれども、議会運営がうまくいくためには中立であるのが私は常識やと思うんです。ということは、議会が混乱した場合は、議長、副議長が仲介に入って、円満な運営をするのが議長、副議長なんですね。それを拡大解釈して、条例にきちっと書いてないから出してもいいと。それも、こんな大事なことをみずから修正議案を出す。それが私は見識的にどうかと思うんです。

もう一つは、清流会の上牛牧の進出ということについては急に出てきたと。筋を通して手順を踏んでやればこんなことにならなんだということで、今回は修正動議を出すけれども、きちっと時間を置いて説明して、納得できる手順を踏んでもらえば、納得できるんだと。12月議会でも間に合うんだし、臨時会を開きゃいいという声でありますけれども、私もちょっと勉強不足で足らなんだんですけれども、ちょっと傍聴席からの声をかりたんですけれども、慎重にや

ればやっておると。時間がないと。国の補助金に間に合わんと言われてるんですね。せっかく絶好のタイミングよく、民間投与ができる時期、国の補助金ももらえ、また瑞穂市の財政の投資も3分の1ぐらいで済むんですね。だから、こんないい事業をとらえて執行部は提案された。手順は、十分議会の納得できる筋論を通してないかもわかりませんが、こんなチャンスはないと。民間と市の公設公営の運営と競争させながら、財源を有効に使いながら、かつまたサービスもきっちりと市民の声にこたえていただくというためにも出されたわけですよ。と思います。

だから、いろいろ手順は、時間が十分ないという不満もあるかもわからんけど、今、提案者の若園議員さんのおっしゃるように、今回はそういう修正議案を出すけれども、10月なり、11月なり、皆さんによく説明をして、手順を踏んでもらえば、十分納得できる。それからやればいいんじゃないかという御意見でありますけれども、国の補助金の期限が間に合わないということだそうです。そういうことで、せっかくいい機会であるのに、それを見逃すことはできない。総体的に利益を考えるならば、グッドタイミングとして、やはり議会で議決すべきだと思うんです。英断すべきだと思うんですね。

もう一つは、公園を3回も執行部は提案したと。提案したけれども、議員の絡む土地であるのと。何が議員が絡んだらあかんのやな。市民が疑惑、そう思うであかんのやと言うならば、百歩譲りますよ。伯母塚地内の人口が急増しておるということは間違いない。議員さんは、伯母塚地内から有権者があると思うんですよ。あの近辺というのは一番人口が急増しておるんです。小さい子供が多いんですよ。その結果、牛牧第2保育所が増築しても、まだ待機児童がいるんですから。

だから、私はおります。隣の土地の提出する人がありますから。あると言ってござるのやで。この中の議員さんも、隣の人が売りたいと言ってござるとか、ここの組長も隣の土地を売りたいと言ってござるで、そうしたら、そこで買ってもらってください。伯母塚地域の若い人たちのために公園を満場一致で買っていただくのが、市民の代弁者たる議員ではありませんか。私は譲りますから。私は譲ります。必ず買ってくださいよ。買うことに異論はないですね。私の土地だから異論があるんだから、私以外の関係ない土地とすれば。私の隣はあまり気に入る人やない、はっきり言って。僕と心が合わん人やわ。だけど、その人が買ってくださいと言っておるんやで、だから、大いに買ってください。僕はおりますから。そうしたら、満場一致で公園は答えが出るじゃありませんか。私は、自分が犠牲を払っても、新興住宅の皆さんの御期待に沿うように、緊急避難の場所にもなるし、若い子供さん、親さんたちのスキンシップの場所としても公園は大事なんですよ。それを優先して、私はおりますので、私の関係する土地がネックであるならば、私は100%おります。だから、今回、公園の問題は、隣の人が売りたいと言っておるんだし、みんな、この中で聞いておるんやで、山田さんの土地を買うんやったら、

わしのも買ってくださいと言っておるんやで、その人から買ってもらってください。その人は2反の余ある。

行政、トップ、いいですか。市長、副市長、いいかな。ちゃんと買ってくださいよ。議員さんも問題ないでしょう。私が絡んでおる。議員さんが絡んでおるとのことやで、議員さんはこの公式の本会議場で、もう一切売りませんと言っているんだから、いいですか。そういうことですから、修正議案に対して、提案者の若園議員さん、どうお答えいただけますか。

〔発言する者あり〕

14番(山田隆義君) 執行部やなくてもあかんがね。提案されておるんやもん。山田議員の土地や、土地や。疑惑、疑惑と言っておる。何が疑惑、疑惑やな。

〔発言する者あり〕

14番(山田隆義君) 権限がなかったら提案するなよ、こんなもの。修正議案、出すなよ。提案したからには、責任持って提案しておるんでしょ。山田議員や、山田議員の何が疑惑があるんや。声高らかに言いますよ。

議長(星川睦枝君) 静粛にお願いします。

〔発言する者あり〕

14番(山田隆義君) だめだ、それは。それはだめだ。あなたがやじ飛ばすなと言っておるんやで、あんたも私にやじを飛ばしなさんな。

議長(星川睦枝君) ただいま、山田議員さん、質疑でございますので、討論と違いますから、その辺ちょっと。

14番(山田隆義君) はい、わかりました。議長の指示に従います。

じゃあ1点、公園の問題に対して、特に私の絡む公園は削除ということやもんで、その原因は、議員が絡んでおる土地やでと。世間が許さんからと言うならば、譲りますので、隣の土地が売りたいと言ってござるのやで、買ってもらうなら問題ないかどうか、答弁してください。執行部がそっちを買うと言うなら、問題ないかどうか、答えてください。

議長(星川睦枝君) 若園五朗君。

18番(若園五朗君) 今回の議案は、先ほどから何回も言っているように、全部特定した議案であります。今の質疑の中で、私の土地はもう外してやってくれということが質疑でありましたんですが、今回の修正案についても、そういう意味でもよく理解してもらえば、今回、山田さんの土地は入っていないということなんですから、本来その土地については、議案はすべてそういう項目がしっかりした中の提案ですので、最終的には執行部の手続上の問題ですので、お願いしたいと思います。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長(星川睦枝君) 山田隆義君。

14番(山田隆義君) それでは、もう1点の清流会の上牛牧の進出ということについて、これをのりくりと納得のできる手順、納得のできるやり方をしますと随分おくれるわけですよ。タイムリミットが限界すれすれ、国庫補助をもらえるぎりぎりなんですよ。これを1ヵ月、2ヵ月ずらしていったら国庫補助をもらええへんと。もらえなくても、手順を踏んでもらわんと納得できないと。だけど、損失は大きいんですよ。清流会の運営が、今まで利用されておる保護者の方、何か問題があったんですか。僕はあえて応援しとるで、何かあらへんかしらんと思ひんさるかしらんけど、何かあったんですか。何も御父兄の方から、子供が世話になっておって感謝をしてみえても、あんなところはあかんとかいう話があるんですか。ないならば、手順が十分気に入らなくても、国庫補助の対象から外れると。期限が切れるということですので、何とか委員長、撤回できないのかどうか。いや、それでも議会は手順を踏んで、きちっとやってもらわんことには撤回できないということなのか、お聞きします。

議長(星川睦枝君) 若園五朗君。

18番(若園五朗君) 先ほども質問内容に説明したんですけども、あくまでもこの予算は23年度中、そして24年度中の予算執行が国の施策です。そういう中で、山田議員の言われている、いろいろと手続上のことの御説明があったんですが、次の議会にかけるか否かは執行部の判断で、今言っている予算の内容については執行部の判断に任せるということで、議会としては、今回の定例会の予算執行は修正できないと。撤回する意思はございません。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長(星川睦枝君) 山田隆義君。

14番(山田隆義君) 提案者の若園議員の最後通告というか、返事をいただきましたが、撤回できないと。撤回できないということは、市民のために議員活動はあるんだ。議員はあるんだと言っておきながら、清流の進出はタイムリミットいっぱいだと。国庫補助をもらう期限、これを超えると、もうもらえなくなる。2億円の損失になるんですよ。だから、そこをやってまで、そんなら、もらえん分、市が出すんですか。出したら、瑞穂市が損してしまいますよ。だから、お互いに譲り合いながら、市民の幸せのために行政も議会もあるんでしょう。それができないと。一たん修正議案を出したからには引くに引けないと。

わかりました。そういう副議長であり、提案者である。そんなら、唐栗の方はどうでしたか。唐栗のお寺の方の改修、どんどんやって、何もいいことあらへんがな。瑞穂市の金、損して、つぎ込んだだけやん。何を言っとるのや、本当に。まあわかりました。市長、よくわかりました。どうぞ、はい、終わります。

議長(星川睦枝君) 議事の都合により、しばらく休憩します。

午後15時30分から再開します。

休憩 午後3時15分

議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

その前に、一言議員にお伝えします。

ただいまは質疑でありますから、討論とその辺のところ、よろしく願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

本案に対して、若園五郎君ほか1名から修正案が提出されていますので、討論としては、まず1.原案に賛成で、修正案に反対、次に2番、原案及び修正案に反対、次に3.修正案に賛成の3通りが考えられます。

それでは、まず原案に賛成で、修正案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 山田隆義議員。

14番（山田隆義君） 14番 山田でございます。

議長のお許しを得ましたので、原案に賛成、修正案に反対の立場で賛成討論をさせていただきます。

原案は、保育園は公設公営ということで執行部は今まで言われておりました。しかし、この近隣において、特に岐阜市においても保育園の民営化というものは顕著であります。そういう流ればかりではなく、民営と公設公営と切磋琢磨をして、しっかりと勤務をしながら、市民のニーズにこたえるのが我々誘導する立場であります。

確かに行政の堀市長は公設公営と言っておられました。公設公営はイコールすばらしい運営とは言えません。民営化においても、必ずしもサービスが悪いとは言えません。先ほど、るる私が関与しております岐阜市の鏡島保育園、華陽保育園においても、公設公営で市でやっておられましたけれども、民営化になって、サービスがいいと非常に喜んでおられる。わしは自己満足でやっているわけじゃないんです。近隣で聞いてきてください。

だからゆえに、清流会の進出によって、公設公営の瑞穂市の運営と清流会の運営を比べていただいて、利用者が多岐にわたって選んでいける。岐阜市の私的運営をされておる保育園に400人弱行っておられるようでございますが、上牛牧へ進出されることによって、瑞穂市へ帰ってこられるという利便性もある。だから、この時期を見逃すということは、いいチャンスではないと思っております。だから、どうしても手順は十分とは言えないけれども、皆さん、満場一致で御理解いただいて、賛成をいただきたいと思っております。

それから、修正議案に対して反対ということは、そういう利点がありながら、十分な日にちを持たずに議会へ提案された。そういうことに対して、二元代表制からいっても納得できない。そういうことを十分に期間を置いて、理解を得られるような日にちを与えてほしい。だから、いいことであれば、議論を交わせば、ちょっとおくれるけれども、議会も納得して賛成するということであるので、今回はそれについて取り下げることはできないと提案者が言っておられます。だから、修正議案に対しては反対いたします。

だから、原案賛成、修正案反対という立場で討論をさせていただきましたので、この趣旨を、賢明なる議員諸氏によって、無事全員賛成のもとに英断を下されることを心からお願いいたします、賛成討論といたします。

議長（星川睦枝君） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（星川睦枝君） 11番 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 議席番号11番、日本共産党の小寺徹でございます。

修正案に賛成をする討論をいたします。

現在、議会基本条例検討特別委員会で素案を検討しております。その前文の中で、市長と議会との関係について、次のように記述する案がございます。市長は、市政運営の最高責任者として、予算、条例等を提案する強力な権限を有しているが、議会は、提案された予算、条例等を市民福祉の向上につながるかを市民の目線に立って審議し、監視しなければならないと前文で位置づけております。まだこれから論議をして決めるわけですが、私はこの立場で、今回の修正案を審議し、また修正案を見ますと、修正案の立場が、しっかりと市政を監視していかなきゃならんと思う次第でございます。

修正案の内容の第1点、公園費の中で土地・建物等購入費1億8,250万円を計上し、そのうち祖父江伯母塚中公園2,500平米、7,600万円を削減するというのが修正案の内容であります。

この祖父江伯母塚中公園の土地につきましては、昨年の12月の議会にも提案され、この土地は山田議員の長男の土地であるということがはっきりしました。今回の総括質問でもそれを確認しましたら、執行部の答弁は、同じであるということでありました。12月の段階でも、市民から疑惑のおそれがあり、購入すべきでないということで、予算から削減をする修正案が提案され、賛成多数で可決されたのが現在に至る経過でございます。

さらに今回また、同じ土地を購入するという提案をされた、その市長の真意が私には理解できません。そういう点では、この修正案の土地購入費を削減するという修正案に賛成をする次第でございます。

また、この修正案の質疑の中で、山田議員が、何が疑惑があるのかと。わしは何もやっとなへんということを言われました。しかし、提案されたならば、議員であるならば、私の土地ではいかんと。市民の目線で見ると疑惑を持たれると辞退するのが議員本来の立場でないでしょうか。そういう点では、ここに提案される前に辞退をする。それが当然議員の立場であると私は考えるわけでございます。

2点目の問題、児童福祉総務費の補助金、安心子ども基金事業補助金4億1,432万円を削減するという修正案でございます。これは、社会福祉法人清流が、牛牧第1保育園の老朽化により保育所整備が進められているとの計画をお聞きし、当法人として、民間による保育所設立、並びに運営のメリットを、これまでの実績と経験を最大限に生かしていきたいという事業計画を出されて、今議会に提案されてきたわけでございます。私は、この事業に対する疑惑を感じることが幾つかあります。

一つは、小川議員の6月の総務常任委員会での発言、これは、総務常任委員会の委員長報告の質疑の中で熊谷議員が詳しく報告をされました。その報告を聞き、私も議事録を再度読みました。その内容を聞くと、小川議員は既に、清流会が上牛牧へ保育所を建てるという進出計画を事前に知っておると。さらに、そのことを促進するために6月の議会の中で何遍でも念を押す、そういう行為があったわけでございます。なぜそのような発言につながるのか、私は疑問でありました。

さらにもう一つ、小川議員と清流会との古くからの関係があるということをおは近々耳にしました。それは、私は十八条の自治会の毎月1回やっている評議員会へ出席しております。そこで、議会の報告をしております。この9月の十八条の評議員会へも参加をし、今議会に公園の用地の購入、清流会が上牛牧へ進出する計画、さらにはリフォームの助成制度が提案されているよ、そういう報告をいたしました。その報告したときにはなかったんですが、19日に敬老祝賀会を行い、評議員の人と一緒に敬老祝賀会の準備をしておりました。そのときに一人の評議員の方が、実は清流みずほが建つときに、森の土地、実はあそこにわしの土地が2反か3反あったと。そのときに小川議員と清流会の人があわしの土地へ売ってくれと何遍もござったと、そういう話を聞きました。そこで、うーん、古くからつながりがあるなということをお思ったわけでございます。

そういうことを見ると、この総務の発言、また十八条の方の発言を見ると、事前にそういう計画を知り、さらに市にそういう発言をし、進出計画を盛り込ませる、そういう政治的な圧力をかけるという状況になっておるのじゃないかと思うわけでございます。

そういう疑惑を持たれるようなことがあったと。それが関係してか、どこに建つのだということをお何遍聞いてもはっきりしない。ということは、土地問題もそこにあるんじゃないかということをお感じざるを得ません。

そういう点で、この疑惑を感じずようなことについての補助金については執行すべきでないということで、削減の修正案に賛成する次第でございます。

さらに、先ほどの質疑の中で、清流会さん、民間が進出することはいいことだと。民間はサービスがいいと。公よりいいよというような御意見がございました。児童福祉法によれば、市町村は保育に欠ける子供を市町村が責任を持って保育をする責任があるということを定めております。そういう点では、堀市長の、保育園は公設公営で瑞穂市は責任を持ってやっていく。その基本姿勢に私は賛成をするわけでございます。

さらに、保育の内容については、保育士の皆さんの研修を十分行い、将来の瑞穂市の子供を健康で健やかで健全に育てていく。そういう指導と援助をして、本当にいい保育園にしていく、そういうことをしていけば、民間保育園に負けるような保育の内容ではないと思いますので、そういう方向で今後ぜひ瑞穂市の保育園の運営を進めていただきたいということを申す次第でございます。

最後になりますが、総括質問での奥田副市長の土地購入についての発言について、意見を申し上げます。

答弁の中で、「議員や職員の土地であっても、買えるときには買うのが市の方針である」、このような発言をされております。今、土地が安いのでということもあるのかもしれませんが、しかし、この発言は私は、堀市長のもとでの副市長の発言としては非常に不適正だと思うわけでございます。それはなぜかということでございます。

私は8年間巢南町の町会議員をやってきました。そのときに、堀市長は、町長として巢南町の町政運営を担当されておられました。その中で経験したのは、堀市長の土地問題に関する疑惑が幾つか発覚をしております。

私の経験したことを一つ申しますと、堀市長の時代に、巢南町の南部、古橋、横屋地区の区画整理を行って、まちづくりをやる。そのメインとして、東海道線の横屋駅を建設する、そういう計画がありました。そのときに、将来、横屋駅の建つであろう真ん前の土地に堀市長が長男の名義で土地を購入する。そういうことが行われました。議会で大きな問題になり、まちづくり問題と土地購入問題が議論され、議会では全会一致で問責決議が可決されると、そういうこともあったわけでございます。

私は、堀市長は土地問題に対して、さらに前、私がない時期の問題もいろいろあります。そういう意味では、土地問題について、性格的にいろいろ関与したり、その中でいろいろあるということを実感として感じておりますので、今後、堀市長のもとでの副市長ならば、疑惑を持たれるようなこと、ちょっと横道にそれたようなときはしっかりとガードし、足を引っ張り、市長を助けていくと。それが副市長の任務であると思うんですが、議員であれ、職員であれ、土地が買えるときはどんどん買っていこうというような、こんな姿勢でおったら、この瑞

穂市は今後どうなっていくか、心配でございます。

さらにまた、今後、瑞穂市は土地問題が非常に出てきます。公園も今後どんどんつくるとい
う計画があって、公園の土地をまたさらにこれから購入をする。さらにまた、下水道計画が立
てば、下水道の処理場の土地をどこにするか、また大きな土地問題が出てきます。こういう
ときにしっかりと土地問題については疑惑のない、不正のない、そういう購入をすることがぜひ
必要だと思いますので、そういう点も含めまして、今回の修正案には賛成の立場で討論をいた
します。以上です。

議長（星川睦枝君） 次に、原案に賛成で、修正案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（星川睦枝君） 森治久君。

5番（森 治久君） 議席番号5番 森治久でございます。

原案に賛成、修正案に反対の立場で討論をさせていただきます。

議員の皆さん、そして傍聴席におられる皆さん、よく3月11日以降の、また先ほどの台風12
号、15号における被災地の現状、そしてまた、いまだに復旧復興されずに苦しんでおられる地
域の方々のことを思い出していただきたいと思います。

まず、今回、保育園、また公園の問題がただいま修正案を出された中で議論、討論されてお
ります。この保育園、こちらは民間の参入であるということは、現実問題として、その地域、
近隣の方において、万が一の有事の場合の避難所として2階を整備するというを思い出し
ていただきたいと思います。

さきの15号の台風においては庄内川がはんらんして、名古屋市民100万人が避難勧告を指示
され、多くの方が小学校に避難されたということでございます。しかし、その小学校も100万
人の方が避難できるような施設ではございません。報道によりますと、約3割ぐらいの方の収
容面積しかないそうでございます。ほかの避難できない方においては、高層ビル等に避難をし
ていただくというようなことでの呼びかけをされたそうでございます。

この瑞穂市においても、いつ何どき大きな災害が来て、ましてや、まだ35年ほど前には9・
11災害において多くの民家が床下浸水、床上浸水に苦しめられたのではないのでしょうか。議員
の皆さんの中にも、当時家計を背負う人として家族を守り、その後の復旧復興に苦しんだ方も
おられるのではないのでしょうか。そのようなことをもう一度冷静に判断いただき、民の参入が
なぜいけないのか、疑惑があるのではないか。市長が前もって、教育長が、次長が、小川議員
がというようなことではなく、本当の意味でのこの市民の将来、10年、20年、もしかしたらあ
すあさって起こるかもしれない災害に備えた万全なまちづくりが、私たち議員には今しっかりと
と見きわめられることを望まれているのが市民ではないのでしょうか。

民で担っていただける部分はしっかりと民で担っていただいて、公がしっかりとそれを補い、

指導、教育をしていくのが本来の姿ではないでしょうか。すべてが民が参入していただけるわけではございません。行政が、公がしっかりとやらなければならない分野は、今後10年たっても100年たっても公がやらなければならないのです。

しかし、清流会さんにおいては、6年、7年前から既に実績を持たれる中で、保護者のニーズ、そしてこの瑞穂市の地域のニーズをなす中で、今回、国の制度、また県の安心こども基金を利用する中で、瑞穂市の今抱えている保育の整備ということをしかりと考えていただき、認識いただいた中で、一助を担うことができたらという考えであるのではないのでしょうか。議員は議場で採決するだけが議員の仕事ではありません。しっかりと皆さんが選挙で選ばれる中で、支援者の皆さん、住民の皆さんの声を代弁するのが私たち議員ではないのでしょうか。疑惑、疑惑と、市民が本当に思っているのでしょうか。

もっと言うならば、先ほど市長の横屋駅の話もありました。胸に手を置いて考えていただく議員がおられるのではないのでしょうか。その当時、横屋駅南側に土地を新たに購入された議員がおられるのではないのでしょうか。山田議員の土地に関しても一緒です。この公園においては、しっかりと公園整備をする。これは若年層の方がふえる中で、小さいお子様を公園で安心・安全の環境の中で育てていきたいと思われている市長のマニフェスト、公約ではないのでしょうか。

疑念、疑念、疑惑、疑惑、山田議員が市長の幹事長をしていたから、そんな土地を買ってはいけない。議員の皆さんの支援者、またはそれに準ずる役員の皆さんの土地を買うときはどうなるのでしょうか。19分の1だからいい、20分の1だからいい。私たちには執行権を有する資格はないからいいんだなんていう考えではいけないことになるのではないのでしょうか。

まちづくりには、私たちも市民でございます。議員も市民でございます。市民が主体のまちづくりを進めるのであれば、私たちがそのまちづくりに一役を投じることがあることも考えられるのではないのでしょうか。今から30年、40年前は、今ほど地主さんが公共工事、また土地の確保に協力的ではなかった。それは、先祖代々、末代の土地を手放すことはできん。そういう中で、議員の皆さんが替え地を用意し、自分がお金をいただき、いい土地を地権者の方に交換する中で土地の購入をしてきた経緯もあると聞いております。これも時代の流れで、今はそんなことは考えられないのだよと言われる方もおられるかも知れませんが、市をよくしていこう、まちをよくしていこうという思いは一緒ではないのでしょうか。

しっかりとそのようなことを考えていただいて、もう一度、原点に振り返っていただいた中で、原案が正しいのか、修正案が正しいのか、私たちの判断が市民の不利益を講じることになるやもしれません。国の補助金、県の補助金を有効に活用することは何ら悪いことではありませんし、今回の民間の保育の参入は市民の方にとって何ら不都合が生じることはないと思います。10年、20年、30年後、何から何まで公立公営、公設公営でできることがすべてではござ

いません。もう一度皆さんにはしっかりと考えていただいて、私が思います原案に賛成、そして修正案に反対の討論とさせていただきます。以上でございます。

議長（星川睦枝君） 次に、修正案に賛成の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 2番 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 議席番号2番、改革の熊谷祐子です。

マイクもあって、よく聞こえますね、小さい声でも。男の人が大きな声を出すと怖いんです。大きな声というのはおどしの一つですね、今はもう。DVなんかそうですよ。こんな小さい声でも聞こえると思いますので、いいですか。小さい声でしゃべりますから、静かに聞いてください。大きい声は怖いです。

私は、修正案に賛成を大きく五つ申し上げます。理由の大きい五つ、あと中で細かいことを申し上げます。

大きい一つ目、まず公営・民営の問題です。

その一つ目、1の1、市長は2日の9月議会最初の日からきょう最終日までの間に、「民営化ではありません。民間参入です」というふうに真ん中辺で説明されました。しかし、先ほど西岡議員が清流会の計画書の表紙を読み上げられましたように、牛牧第1の老朽化に関して、民間参入をお考えくださいと。これはどう読んでも、牛牧第1のかわりに民間参入だと読めると。民営化ではないと言われましたが、これは委員会などの質疑でもありました。

次に、1の2です。2日以来、こういう質疑が繰り返されたのでだと思いますが、9月21日に、一般質問の1日目ですね。市長は初めて、「牛牧第1は残します」と言われました。それまで、牛牧第1をどうするんですかという私やほかの議員の質問には、決まっておらずと教育委員会も答えられました。でも、この日になって、「残します」と、ここで言われましたね。初めからそういう計画ではなかったということですね、途中でおっしゃったということは。

それから、大きい1の3番目です。市長は、何度もほかの議員たちからも指摘されましたが、「自分の任期中は保育園に関しては民営化をいたしません」と御自分の政策を説明してこられました。これを実質的にと私は申し上げますが、実質的に民営化 市長の言葉で言えば民間参入ですね する場合はきちんとした説明、議論、そして関係市民、関係議会、議員たち、そして執行部の皆様方を初め課長さんたちも、市役所の職員の方々も、担当課の皆様が一生懸命お仕事をなさっているわけですから、皆様全体を納得させることが必要です。この過程が全くございません。

これが大きい一つ目、公営・民営化に関する混乱でございます。説明不足でございます。

大きい二つ目にまいります。公平性です。市役所は公共団体ですから、自治体ですから、ど

なたのものでもございませんので、公共性がすごく大事ですね。公共性の中の一つ、公平性が大事です。もしも民間参入を、どうしても財政的に大変やと。今回はひとつ民間参入をしたいと。大きい一つ目で先ほど申し上げましたが、その結果、かなり賛同を得られるようになった場合ですが、じゃあどこの私立を選定するかは本当に公平に選ばれなければなりません。これは、ほかの工事や何かでも同じだと思いますが。

これに関して3点申し上げますが、一つ目、平成20年にほづみ幼稚園の民営化というのがありました。これは議案にはのりませんでした。議案の前に、市民の多数の方の署名で議案にのせるのを断念されましたね。このとき、3,000坪をどの民間、私立に渡そうとしていたかという清流会です。

2の二つ目です。平成17年に清流みずほ保育園建設資金を出しております。それから昨年、平成22年、おひさま保育園に出しております。建設資金です。運営資金ではありません。それから、ことし、2億円を出そうとしていますね。なぜ一つの保育園、社会福祉法人だけに出し続けるのでしょうか。公平ではありません。

そして、運営資金ですね。運営の補助金は毎年1億円出ていますね。これはどこの保育園が来ても出すものだと思いますが、つまりどこの保育園もこれはもらえるものなわけですね。それを毎年同じ保育園だけ出すわけですから、非常に公平ではないと思います。

三つ目は、先ほど申し上げましたが、アンケートのとり方が、故意に遅くしたのではないかと思うほど2ヵ月遅いですね、清流会さんからお話があったから。間に合わなかったと思います、ほかのここに参入したかった私立が。これが大きい二つ目。業者選定について公平性を欠いている。公共団体がやることではありません。

三つ目に公正性です。公共団体は公正に物事を決めなければなりません。

その一つ目です。これは先ほど申し上げましたので繰り返しませんが、6月15日の会議録を見ると、これはと思う内容です。

二つ目、これも先ほど申し上げました。短くまとめますが、5月20日、申請が口頭であり、23日、市長に会い、6月15日、1ヵ月足らずの間に3回会って、計画書をもっているわけですね。このようなやり方は、ほかの私立や市民に政官業の癒着だと。もう裏でできていた話だと。公正性に欠けると思われても仕方ありません。

次に大きい四つ目にいきます。市長の立ち位置に関して申し上げます。

私は、選挙中もでしたけれど、選挙後も、そして今回、なおさら非常に苦しい立場になっております。つまりどういうことかと申し上げますと、堀市長は、選挙前は福祉教育に重きを置く議員たちに応援してもらって、選挙後は、ひたすら安上がりならいいという議員たちと手を結んでおるんやねと。市民から見ると、あんだ、ばかやねと言われているわけですね。

選挙で勝ったからといって、私は応援した立場でございますが、全面白紙委任ではございま

せん。A候補者とB候補者がいて、今回の、特に4月の選挙はどちらの方がより悪くならないかという選択でした。市民の方たちもそれは何人も言われました。だから、投票率が低かったということもあります。どちらも入れたくないという声も多かったんです。そのところは謙虚にやっぱり市長は自分の立ち位置を改めて、4年半前にここの席に幸信市長が座っていらして、これでは市民がかわいそうだと言われましたね。そして市長になられた初心をぜひ取り戻していただきたいと思います。今のようなことをやっていたら、市民からの不信と職員の士気の低下を増大させます。

市長になってすぐに、職員は前と違って何でも私に言えるようになった。市役所は明るくなったと言われました。今回の議案に関して、現場の方たち、部長さんたち、どれだけ皆さん、本当の、これだけの話になるということは賢い職員の方たちは予想していたと思うんです。それとも、議会を甘く見ていれば、通しちゃうのかなと思ったかもしれませんが、瑞穂市議会も随分レベルが上がってきていると思いますので、これだけの時間を費やさなければならないような議案を出してきたわけですね。もっと謙虚に職員の方々の御意見を聞いていただきたいと思います。

市長に関して、最後をお願いしたいのは、平成22年度の事業計画書を見ますと、定員に対して、入所児童を引き算すると、定員に比べて257人ゆとりがございます。未満児が15人と。きょうもありましたね、午前中に。つまり市役所は、瑞穂市は何をすべきなんでしょうか。今度、牛牧第一をもうあそこから移しませんと。なくしませんというふうに言われましたから、ここで。あれは老朽化していますから、新築か改築しなきゃならないと思うんですけど、ぜひこの15人の、これからもっとふえるでしょうけど、未満児ですね。この子たちを入れられる施設にしてください。2億円あればできるんじゃないですか。

そして、以上児と言いますね。3歳以上児。ゆとりがあるわけですから、宣伝したらいかがですか。瑞穂市の公立保育園の先生たちは本当に、何度もここで申し上げましたけど、感動的なぐらいやってみえます、一生懸命。補助職の方が非常に気の毒な状態ではございますけれど、よくやっぴらっしゃると思います。とてもいい保育をしているから、そしてゆとりがあるんだから、ぜひお入りくださいと宣伝をしたらいかがでしょうか。今はもう、市とかでも宣伝しますよね。そういう時代ですよ。せつかく施設はあるんですから、ぜひ来年4月に向けて、牛牧第一をもうなくさないということを公言されたわけですから、そういう方向で計画を練っていただくように、教育委員会が今管轄ですね。それから、市長をお願いします。

最後に、議会のことに関して申し上げます。五つ目です。議会の能力と役割です。これはもう何人かの議員の方たちが言われましたので、議会の議員の大切な役割ですね。出てきた議案に対してどういう判断を下すかということですね。きょう、これからまた議会基本条例の素案について話し合いがあると思いますが、この役割をこれだけ、とても傍聴の皆様にもお疲れだ

と思いますが、次から次と質疑や討論があるということは随分瑞穂市議会の議員は何をやっておるんやと。減らせ、減らせ、金も減らせという声を、知らない方たちがそう思われるだけで、これだけ充実して、皆さんがいろいろ危惧をするということはぜひ外に出しましょう。瑞穂市議会に対する評価をまじめな市民からはきっと受け取っていただけたと思います。

以上、5点申し上げましたが、最後の言葉で締めくくりたいと思います。現在の瑞穂市役所の状態は表層雪崩です。この間、和歌山県の土砂崩れで表層雪崩ではないと言われましたね。今までの各地の雪崩は表層雪崩だった。でも、今回の和歌山県は深層雪崩なんですね。岩盤の上が全部崩れたわけです。このままでいったら、瑞穂市役所は深層雪崩になってしまいます。議員の皆様も、それから市役所の皆様も、もちろん市長さんも心を引き締めて、一言で申し上げればあまりにお粗末な議案だったと私は思います。でも、それをちゃんとチェックする瑞穂市議会だと、私は今8年目ですが、とても誇りに思っております。

以上で、私の修正案に対する賛成討論を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

議長（星川睦枝君） 次に、原案に賛成で、修正案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。

まず、本案に対する若園五朗君ほか1名から提出された修正案について、起立によって採決します。

本修正案に賛成の方は起立してください。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立多数です。したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、採決します。

修正議決した部分を除く部分について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立してください。

〔発言する者あり〕

議長（星川睦枝君） もう一度言います。

修正議決した部分を除く原案について、採決します。

修正議決した部分を除く部分について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立多数です。したがって、修正議決した部分を除く部分について、原案のとおり可決されました。

議事の都合により、しばらく休憩します。

16時40分から再開します。

休憩 午後 4 時22分

再開 午後 4 時38分

議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議は、議事の都合によって、あらかじめ延長します。よろしく願います。

お諮りします。ただいま小寺徹君ほか1名から、発議第4号平成23年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）に関する付帯決議についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第2として、議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、発議第4号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

追加日程第2 発議第4号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（星川睦枝君） 追加日程第2、発議第4号を議題にします。

本案について、趣旨説明を求めます。

11番 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 議席番号11番 小寺徹でございます。

議案第59号平成23年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）に関する付帯決議を提案いたします。

賛同者に西岡一成さんをお願いいたしました。

上記の議案を、別紙のとおり瑞穂市議会会議規則第13条の規定により提出をいたします。

提出理由につきましては、道路新設改良事業、公園新設改良事業、美来の森焼却炉施設解体事業が予算計上されていますが、いずれも積算根拠が不明確であり、これらの執行について、議会と協議を求めるのが理由でございます。

付帯決議の案を朗読させていただいて、提案説明にかえさせていただきます。

議案第59号平成23年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）に関する付帯決議。

議案第59号平成23年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）において、款・土木費、項・道路

橋りょう費、目・道路改良費、節・公有財産購入費に土地建物等購入費として4,051万円が計上されている。

特に、生津市道10 - 3 - 723号線、500平米、1,300万円（坪単価 8万6,000円）が計上されているが、建物と土地整地も含めた用地取得になっている。本来は土地所有者が整地をして、市が購入するべきである。

さらに、牛牧市道7 - 3 - 577号線、242平米、1,950万円（坪単価26万7,000円）が計上されているが、既に建物解体と土地の整地がされているのに、坪単価が高いのではないか。

款・土木費、項・都市計画費、目・公園費、節・公有財産購入費として、穂積野口公園2,500平米、7,600万円（坪単価10万円）が計上されているが、平成21年2月の瑞穂市公園・緑地等基本計画の中で、街区公園2,500平米を基準とした予算を計上しているが、平成22年12月定例会において、予算計上は2,700平米、8,200万円（坪単価10万円）として計上しているが、今回の取得面積は190平米少ないが、なぜ少ないのか疑問である。予算計上はずさんである。

よって、道路新設改良事業、公園新設改良事業における土地単価については、公正な鑑定評価（不動産鑑定士）の上、慎重審査をし、再度、議会とも協議をして購入すること。

款・衛生費、項・清掃費、目・塵芥処理費、節・工事請負費として、美来の森焼却炉施設解体工事1億円が計上されているが、事業計画が明確にされていないので、予算執行については議会と協議をすること。

以上が付帯決議の内容でございます。土地の購入に当たっては、公正な不動産鑑定を受けて、その結果を議会へ報告し、審議し、購入すること。そういうことを求める付帯決議の内容でございますので、よろしく願いいたします。

議長（星川睦枝君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第4号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、発議第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） 議席番号4番 庄田昭人です。

議案第59号平成23年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）に関する付帯決議について、質疑をさせていただきます。

美来の森焼却炉施設解体事業が予算計上されているが、いずれも積算根拠が不明確であり、それらの予算執行については議会と協議することを求めるということですが、説明の中で不明確というようなことでありましたが、私は一般質問で美来の森焼却炉のことについては質問させていただきました。その折にきちっとした答弁をしていただき、この美来の森焼却炉解体工事については、先ほどの審議の中でも、市民、地域住民にしっかりと説明をするために持っていく。また、その解体する工事については、近隣周辺に飛ばないように工事を求めていくということで、この解体費に1億円という予算が必要であるということも答弁の中で言われておりますので、これは不明確ではなく、議員の中に説明する時間というもの、ひょっとすると、先ほどもありましたが時間が短かったようにも感じますが、一応私としては、その不明瞭な点については質問させていただき、それは明確になったのではないかなというふうには感じておりますので、その積算根拠の不明瞭な部分というところはどこなのか教えていただければと思います。この議案第59号に対しての質疑をお願いしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 11番 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 美来の森の焼却炉解体工事1億円の計上、これは事業計画が不明確になっている。しかし、一般質問で質問し、執行部からの答弁があって、ほぼ明確になっておるんじゃないかという思いであると。どこが不明確かという質問かなと思いますが、1億円というのは非常に大きな、漠としたお金でありまして、特殊な工事でありますので、専門的な業者が設計し、これからやっていくということになるという説明を受けました。そういう設計計画ができた段階で、どのような工事の計画でやっていくかということも議会へ報告し、議会と協議をして進めていくと。さらに一般質問では住民の皆さんにしっかりと説明せよということであって、それはしっかりやりますということでありましたけれども、ここでは、議会へしっかり報告して、議会と協議をしてやっていくようにということの押さえとして、付帯決議を提案させてもらったということでございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 4番 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） さらにですが、私が聞いている範囲では、委員会等の説明時間がとられなかった。とられなかったというのか、少なく、説明が不足になったというのは、それぞれのほかの問題の方を重視されたために、その積算根拠の部分の説明ができなかったというようなことも聞かせていただいております。そんなところの問題として、やっぱり大きな問題として、毒であるというような発言が午前中あったようなんですが、ダイオキシン問題等があり、その問題については、積算的にふたをあけてみないかというようなふうでありましたところであるので、御理解をお願いしたいという説明であったのではないかなということでもありますので、この付帯決議に関しては、議員としてはしっかりとこの執行について見守るべきではないか

というふうに感じておりますが、しかし、積算根拠が不明瞭であるという点については、私はいかなものかというふうに感じておりますので、その点については、さらにいかがお考えでしょうか。

議長（星川睦枝君） 11番 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） お答えします。

提案理由の中で、道路改良工事事業、公園新設改良事業、美来の森焼却炉解体事業の予算計上を全部くくって積算根拠不明瞭ということに表題がなっておりますけれども、言いたいのは、本文の中の一番下段の事業計画がまだ十分でない。事業計画がしっかり立てられたときには、議会に報告し、議会と協議をして、執行するよという趣旨でございますので、趣旨を御理解をお願いしたいと思います。

議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第4号平成23年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）に関する付帯決議についてを採決します。

発議第4号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立多数です。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

日程第23 発議第2号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（星川睦枝君） 日程第23、発議第2号学校施設の防災機能向上のための新たな制度創設を求める意見書についてについてを議題にします。

本案について、趣旨説明を求めます。

12番 若井千尋君。

12番（若井千尋君） 議席番号12番 若井千尋です。

ただいま星川議長より発言のお許しをいただきましたので、清水治議員、庄田昭人議員に御賛成をいただきまして、学校施設の防災機能向上のための新たな制度創設を求める意見書を提

出させていただきます。

なお、趣旨説明は朗読をもってかえさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

学校施設の防災機能向上のための新たな制度創設を求める意見書。

学校施設は、児童・生徒の学習・生活の場であるとともに、その多くは災害時には地域住民の避難所となるため、学校施設の安全性、防災機能の確保は極めて重要です。

このたびの東日本大震災においても、学校施設は、発災直後から避難してきた多くの地域住民の避難生活のよりどころとなりましたが、他方、食料や毛布等、備蓄物資が不足し、通信手段を失い、外部と連携がとれなかった等々、学校施設の防災機能についてさまざまな課題が浮かび上がってきました。

文部科学省はことし7月、「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」と題する緊急提言を取りまとめました。今回の大震災を踏まえ、学校が災害時に子供たちや地域住民の応急避難場所という重要な役割を果たすことができるよう、今後の学校施設の整備に当たっては、教育機能のみならず、あらかじめ避難場所として必要な諸機能を備えておくという発想の転換が必要であることが提言されています。

災害は待ってくれません。よって、政府におかれましては、今回のように大規模地震等の災害が発生した場合においても、学校施設が地域の拠点として十分機能するようにすべきであるとの認識に立ち、学校施設の防災機能の向上を強力に推進するために活用できる国の財政支援制度の改善、並びに財政措置の拡充に関する以下の項目について、速やかに実施するよう強く要望します。

一つ、新增改築時のみ整備できるとされている貯水槽、自家発電設備等、防災設備整備を単独事業化するなど、学校施設防災機能向上のための新たな制度を創設すること。

一つ、制度創設に合わせ、地方負担の軽減を図るため、地方財政措置の拡充を図ること。例えば地方単独事業にしか活用できない防災対策事業債を国庫補助事業の地方負担に充当できるようにするとともに、耐震化事業同様の地方交付税措置を確保すること。

一つ、学校施設の防災機能向上とともに、再生可能エネルギーの積極的導入を図るため、太陽光発電のみではなく、太陽熱、温度差熱利用、蓄電池などについても補助対象を拡充すること。

なお、提出先は野田佳彦内閣総理大臣、中川正春文部科学大臣、安住淳財務大臣、川端達夫総務大臣、前田武志国土交通大臣、以上でございます。

地方自治法第99条の規定、瑞穂市議会会議規則第13条の規定によって提出いたします。

以上、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（星川睦枝君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第2号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略した

と思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。

発議第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第24 総務常任委員会の閉会中の継続審査の件

議長（星川睦枝君） 日程第24、総務常任委員会の閉会中の継続審査の件を議題にします。

総務常任委員長から、会議規則第104条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続審査申出書が提出されました。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 8番 松野藤四郎君。

8番（松野藤四郎君） 議席番号8番、民主党の松野です。

閉会中の継続審査の件でございますが、補助金に関する増額の請願でございますが、この理由の中に、委員会の中で話し合われておったことがまだまだ結構漏れているというような感じをするわけです。ということは、私が申し上げたいのは、補助金については、各いろんな団体といたしますか、各項目といたしますか、多種多様にわたっているために、そこら辺も含めて補

助金の問題を検討する必要があるのではないかということを申し上げましたし、外部監査等の方からも多分近いうちにそういった回答が出てくると思います。ですから、それを受けて、こういった問題を審議するということが妥当ではないかというふうに思いますし、この補助金の問題については、請願書はある地域の自治会から出ております。具体的には私の町内でございますが、この中になぜか私の名前が入っていないということと、この請願については、確認しましたところ、議員がつくって出しているということですので、非常にこれは順序がおかしいのではないかというふうに思って、これについては継続審議を否定といたしますか、そういうふうにしたいというふうに思っております。以上です。

議長（星川睦枝君） ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 異議がありますので、起立によって採決します。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

賛成多数です。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

閉会の宣告

議長（星川睦枝君） 会議を閉じます。

平成23年第3回瑞穂市議会定例会を閉会します。

閉会 午後5時04分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成23年9月27日

瑞穂市議会 議長 星川 睦枝

議員 森 治久

議員 棚橋 敏明